

## 『東北の社会福祉研究 第15号』の発行に寄せて

日本社会福祉学会 東北部会 編集委員会委員長  
田中治和（東北福祉大学）

日本社会福祉学会東北部会の機関誌『東北の社会福祉研究』の発刊につきまして、会員の皆様の格別のご協力を厚く御礼申し上げます。

このたび、第15号をお送りすることができました。本機関誌は、毎年開催される地方部会で自由研究報告をされた方々に投稿を求め、それらを数次にわたる慎重な査読を経て刊行されております。投稿者の真摯なご努力と難渋な作業を担って頂いた査読者の方々へ、編集委員会を代表しまして、心より御礼申し上げます。ありがとうございました。

1980年代末から社会福祉に係わる教育研究は、社会福祉士等の国家資格の養成に大きく影響されています。福祉専門職の重要性は言うまでもなく、それらの質的向上を目指し、会員の多くの方々には教員や実習指導者として、日々ご尽力されているところです。

かかる状況の中においても、研究を志す者は、やはり学問の本旨を再認識する必要があると考えます。

法然（1133-1212）は、「学問ははじめて見たつるは、きはめて大事なり、師の説を伝習はやすきなり。」（『法然上人絵伝（上）』岩波文庫、2002年、37頁）と説いています。

法然は、学問することの意味を、既存の知識や情報の伝達（これもとても重要なことですが）ではなく、《はじめて見たつる》ことが大事だとしています。すなわち自らが《新たな見立て》、つまり自らの問題意識・仮説を以て、従前の言説や文献を、そして事象に取り組まなければならないと述べています。研究者にとって《はじめて見たつる》とは、基本的かつ根源的な姿勢ではないでしょうか。

今後も『東北の社会福祉研究』が、日本社会福祉学会東北部会の結実の場となるように精進して参りたいと存じます。よろしく願い申し上げます。

2019年11月 日



# 東北の社会福祉研究 第15号 目次

## 第15号の発行に寄せて

### ◇研究論文

- 1) 救護施設における支援のあり方の視座・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7  
玉葉 莊 熊谷 和史

### ◇研究ノート

- 1) 入所型施設から地域移行した知的障害者に対する地域生活支援に関する調査研究  
—現役世代の職員から見た入所型施設・グループホームの今後のあり方—  
・・ 21  
東北福祉大学大学院  
障害児デイケアセンターこどもの広場 小野 隆一
- 2) 津守眞の障碍観・保育観に関する一考察・・・・・・・・・・・・・・・・ 33  
東北福祉大学 日野 さくら
- 3) 障害者の就労に関する課題提起  
—就労継続支援B型事業及び生活介護事業の工賃から—・・・・・・・・ 46  
東北福祉大学大学院 今野 亮太
- 4) 子どもの最善の利益を構築する要素としての協働の力に関する研究  
—自己肯定感の形成とそれを支援するアプローチ方法—・・・・・・・・ 54  
東北福祉大学大学院 塚田 実央

- 日本社会福祉学会東北部会第18回大会(宮城大会)報告・・・・・・・・ 71

### ○編集後記



# 研 究 論 文



# 救護施設における支援のあり方の視座

-平成 28 年度全国救護施設実態調査からの一考察-

## Viewpoint of way to support in the Relief Facilities

-A study from National Survey of the Relief Facilities,2016-

熊谷 和史\*1

### 抄 録

本論は、救護施設に滞留する利用者への支援のあり方を考察した。まず、施設生活とは何かをゴッフマンの全制的施設の分析を中心に概説した。次に全国救護施設実態調査を元に、どのような人たちが滞留し、施設サービスが行われているのかを提示した。

実態調査から 10 年以上滞在する利用者が約半数おり、精神障害者の方が最も多いこと。退所状況は、高齢の利用者は一般病院へ転院や施設内で死亡しており、在宅復帰をしている利用者は主に 50 歳代で障害が無い方達であるが、復帰後、就労していないことが分かった。施設サービスは、食事、入浴、金銭管理などは施設毎に違いがあること。苦情解決や虐待防止はほとんどの施設で体制は整備されていることが分かった。支援のあり方として、救護施設が全制的施設である以上、管理や規格化はつきまとうが、職員と利用者の織りなすネットワークによって施設生活のデザイン改変は可能であることなどを考察した。

### キーワード

救護施設、支援、ゴッフマン

---

\*1 NAME KUMAGAI Kazufumi  
会員番号 6256  
所 属 玉葉荘

## I. 研究目的

救護施設は生活保護法 38 条 2 項に「身体上または精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設」と定義され、障害の種別とは関係なく多種多様なあらゆる生活困窮の方たちを受け入れてきた。しかし、歴史を振り返ると障害者福祉分野の発展し専門施設ができるに従い救護施設は不要となるとする見解があった。また、精神科病院の長期入院患者の受け皿として緊急救護施設が制度化されるも精神医療の批判に遭い廃止になる(江口 2003)。そして脱施設化運動では福祉施設自体が隔離収容の象徴として批判された。施設生活はその人の当たり前の普通の生活からほど遠いと福祉施設の管理性や閉鎖性への批判はいまだに根強い。

社会福祉基礎構造改革のもと福祉サービスは措置から契約へ変わり、利用者の主体性、自己決定、選択の自由と共に権利擁護の取り組みが進められた。また障害者福祉や高齢者福祉分野の諸制度はその都度刷新され地域移行が推進されている。その一方、救護施設は措置施設であるため利用者が入りたいとする選択と自己決定の結果入所しているわけではないこと。最低生活の保障という名の下で、同じような障害があっても低い基準で設定された生活を余儀なくされている(松木 2013)。その上、史的に救護施設は社会的防衛的な役割を引き受け、主要社会から隔絶した場所に置かれていることが多い(熊谷 2019)。

昨今、全国救護施設協議会は行動指針を発表し、生活困窮者自立支援への事業展開や地域貢献をうたい地域移行を目指すことを提示した。しかし、救護施設は介護保険適用除外施設であり、障害者福祉サービスの利用も限定的であるなど制度間の連携が困難である(熊谷 2019)。そのため実際には多数の利用者が地域や他の福祉施設へ移行できずに滞留している。このように施設自体への批判と同時に他法に比べて何かと制限がある救護施設は現在の社会福祉の潮流から取り残された感が強い。

本論は福祉施設や施設生活をいかに捉えるかをゴッフマン (Erving Goffman) の全制的施設の分析を中心に概説する。次に全国救護施設実態調査からどのような人々が入退所しているのか、どのような施設サービスが行われているのかを提示する。これらを踏まえ、様々な制約のある救護施設で地域移行出来ずに滞留する利用者への支援の現状を論じることは、明確に施設生活とは何か、あるいは支援の課題と可能性を考察することになる。本論は、こうした広い文脈において救護施設での支援の視座を措定することを目的とする。

## II. 研究方法

本論は文献研究である。文献収集は、国立国会図書館検索システムにより、2000 年以降の「救護施設」「社会的排除」「(脱)施設論」「ゴッフマン」等を組み合わせ検索する。その中から、特に出版名が「紀要」「研究」「研究誌」に絞り込み抽出した。文献入手は、国立情報学研究所論文検索システムから直接入手できる論文の選定を行った。直接入手できない論文は 2016 年から 2018 年の間、東北福祉大学図書館、秋田大学図書館より収集した。また、救護施設については学術的先行研究の他、全国救護施設協議会が発信している実態調査や行動指針、発行紙を参照している。

本論は、社会福祉施設のありようについてゴッフマンの全制的施設の分析を援用してい

る。この分析は 1960 年代、大規模収容していた北米の一精神病院の調査から生まれた。その後、日本では脱施設化運動を論じる上で欠かせない理論となっている(樽井 2008)。また、社会的排除論ではこの分析枠組みを援用し、施設が被収容者へ作用するのは剥奪や排除だけではなく、包摂機能があることや施設の外に広がる排除と包摂にも視野に広げ議論されている(内藤・山北 2014)。また、現在の福祉施設は、ゴッフマンが調査した当初の施設のあり方とは異なり、監督されている側と監督する側は簡単に線引きできない状況にあることが感情労働の視点で論考されている(岡 2009)。つまり全制的施設の分析は現在もさまざまな形で援用される有効な枠組みであるといえる。

本論における職員／援助者とは、最も人数が多い介護員を念頭に置いている。しかし、施設の支援のあり方は介護員のみならず管理職、相談員などさまざまな他職種(アクター)によって形成されているとする広い視点で論じる。

本論は文献研究であり、日本社会福祉学会の定める倫理規程、特に引用に関する事柄に遵守している。

### Ⅲ. 研究結果

#### 1.1. ゴッフマンにおける全制的施設

福祉施設の閉鎖性や長期入所によって、その人の持つさまざまな権利が剥奪されていくことへの批判として、ゴッフマンの全制的施設の分析はもっとも代表的な文献であると言われている(樽井 2008)。ゴッフマンは全制的施設について「多数の類似の境遇にある個人が一緒に、相当期間にわたって包括社会から遮断されて、閉鎖的で形式的に管理された日常生活を送る居住と仕事の場」(Goffman:1961:v)と定義している。特徴として 1)生活の全局面が同一の場所で同一の権威に従って送られる。2)構成員の日常活動の各局面が同じ扱いを受け、同じことを一緒にするように要求されている他人の面前で進行する。3)毎日の活動の全局面が整然と計画され、一つの活動はあらかじめ決められた時間に次の活動に移る(Goffman:1961:6)としている。

こうした全制的施設の対象者は 1)一定の能力を欠き、無害と感じられる人々を世話するための収容所(障害者施設など)。2)自分のみの周りの世話ができず、自己の意志と関係なく社会に脅威を与えると感じられる人々のための収容所(精神科病院など)のほか、刑務所、修道院、兵舎などの 5 類型を想定している(Goffman:1961:4-5)。

全制的施設は利用者(収容者)をそれまでの日常生活における役割を剥奪すること、団体生活によるパーソナリティーなテリトリーの剥奪や服装や髪型の画一化による自分らしさの剥奪、排泄、食事、入浴と言った身体管理は他人の介助に任せられ監視下に置かれ個人のアイデンティティを無力化する(西尾 2014:98)。また単調でルーティン化された生活を繰り返すことで士気を喪失させるという(Goffman:1961:10-11)。無力化や人権侵害が絶えず行われることで退行状態に陥り、社会復帰や社会自立が実現されずに入所期間が長期化するホスピタリズムが問題視されることになる(西尾 2014:99)。このようにゴッフマンの研究は「被収容者の自己の適応行動によってかえって施設の無力化・特権体系の秩序が維持される社会統制の巧妙な機制が描かれた点」(西尾 2014:99)にある。つまり利用者職員の日々の関係性や利用者の行動の中に剥奪や排除のプロセスを可視化したといえる。

福祉施設の人権の侵害状態への批判は日本の脱施設化運動と結びつき大規模な全制的施設を解体ないしは小規模化により利用者の選択の自由や生活の主体性を取り戻そうとした(樽井 2008)。また、全制的施設が利用者の権利や剥奪状態に置いていることや施設職員の権力性への批判は枚挙にいとまがない(田川 2006, 岩崎 2016, 関根 2010 など)<sup>1)</sup>。脱施設化運動の成否や施設の捉え方は多様であり、詳述するには論者の能力を超え今後の課題とする。ただ日本では脱施設化運動が身体障害者では 1970 年代、そして知的障害者の大型施設(コロニー)の解体宣言が主に 2000 年初頭に行われた。また高齢者福祉分野でも施設福祉から在宅福祉や地域福祉へシフトされてきている。確かに在宅サービスは拡充した。しかし、それに反して全制的施設は増えており、例えば救護施設は 2000 年から 2018 年まで 6 施設、介護老人福祉施設は同じ期間で 3242 施設増設されている(厚生労働統計協会 2018)。

## 1.2. 脱施設化の問題

日本の社会福祉は脱施設化運動を経て在宅や地域重視へ転換が図られてきた。しかし有菌(2017)は日本における脱施設化が本来のノーマライゼーションの展開という積極的な側面と同時に、社会福祉予算の抑制を狙う新自由主義の政策目標に利用されたこと。そして「障害者は、政府や自治体の財政状態に応じて、家族や地域社会から十分な支援を受けられる見込みのない状態で施設から追い出されたり、ある施設から別の施設へとたらい回しにされてきた」(有菌 2017:42)と論じる。なお、グループホームは在宅サービスに位置づけられているが、ゴッフマンの全制的施設の特徴にすべて当てはまるとする見解もある(大林 2011 : 62, 小澤 2015 : 33)<sup>2)</sup>。

あるいは、施設を出ることや施設移行を進めることが、必ずしも良いことでもなく、うまくいかない状況がある。例えば児童養護施設を出た後に貧困に陥りやすいこと(谷口 2011)、ホームレス自立支援センターでは一度ホームレスを路上から掬いだしても、行政による就労支援(地域移行)がホームレスの選別と再び路上に戻ってしまうことがあるなど、さらなる排除を作り出していること(北川 2014)が指摘されている。

これまで施設は抑圧され主体性を喪失する場所として見られてきた。地域移行ができずに施設に滞留する人たちは主要社会から排除されてきたと見なされてきた。しかし、「近年、障害者の社会参加が叫ばれるものの、わたしたちは長きにわたって隔離収容政策が前提とされた社会に生きている。そのような私たちが、彼らとともに生きるために学ぶ必要があるのは、かれら自身の生きるすべである」(内藤 2014 : 10)といえる。

## 1.3. 別の自由への回路

有菌(2017)はどんなに緊密なシステムの中に閉じ込められていても、従順な身体へと飼い慣らそうとする規律的制御-『主体化=隷属化』の魔力から一時的避難することのできる時空間があるとする。このことについてゴッフマンは、施設の規格化や従属に適応して過ごすことを一次的調整とするならば、非公認(インフォーマル)な手段を用いて、施設が求める規格化や従属化から距離を取る方法を取り、抵抗を通じて利用者が自己のアイデンティティを保つことを二次的調整としている(Goffman:1961:200-201)<sup>3)</sup>。二次的調整は職員の目の見えないところで行われたり、職員と利用者とのインフォーマルな関係の構築

によって得る自己の自由の確保であったりする。さらに、このようなインフォーマルな実践の一部が施設生活のスタイル変化をもたらすなど「最後には公式に承認される」(Goffman:1961:206-207) ことがある。換言すれば全制的施設は制度のみによって性格づけられるのではなく、それを構成するアクターによる諸実践を通じて「施設生活のあり方」が決められるある種の残余を持ち合わせている(内藤 2012)。

有菌(2017)は重度の障害があるが故に地域移行も社会復帰もできずに療養所に滞留せざるを得なかったハンセン病患者の人たちが楽団を作り、療養所の外と内に演奏会を開いていく実践の中に、隔離収容や主体の従属化とは別の生のありようを見いだしている。そして、この楽団が演奏できるように職員はむしろ積極的に支援をしていた。「職員は支援の恩恵を強調することで隔離政策に対する個人的抵抗などを封じ込めるもくろみもあったと思われるが、しかし、支援という働きかけそのものは両義的なもの、利己的あるいは政治的な戦略と利他的あるいは人間的なやさしさとが入り交じったものとして把握する必要がある」(有菌 2017:53)と論じる。そして地域移行や社会復帰(脱出)できる能力がある人や動ける人たちのみが、全制的施設から解放されるとする論理だけにとらわれるのではなく、それも選択肢におきながらも、別の自由の回路を開くことが必要であると訴える(有菌 2017:43)<sup>4)</sup>。別の自由の回路とは施設に滞留し続けていても、職員と利用者との関係性がやりようによっては変容し、施設生活が利用者にとって「都合の良いように配列し直し、自己の生活空間を複数化していく」(仁平 2005:121)可能性を秘めている。

## 2.1. 全国救護施設実態調査における利用者の状況

次にこれまでの先行研究を踏まえて、救護施設の利用者の年齢や障害の特徴、入退所の経路や施設内の取り組みなどを直近の全国実態調査を元に提示する。このことに先立ち、全国の救護施設の入所人員、定数などについて触れておく。施設数は183施設、定員は最大で240人、最小で30人と幅があるものの、平均して90.91人であり大規模収容型の施設が多く存在している。

利用者の状況について、現在救護施設に入所している利用者は16,465人であり、その年一年間の退所者は3,263人と大きな開きとなっている。このため、実数での比較では年齢構成や入退所経路などの傾向が読み取りにくいいため割合での比較を行うこととする。

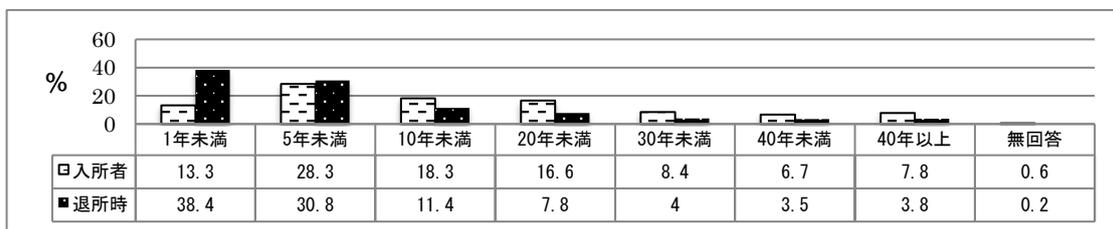


図 1 入退所期間

資料 平成 28 年度全国救護施設実態調査(2017)より作成。

退所者の入所期間については、一部細分化されており、1年以上3年未満が21.5%、3年以上5年未満が9.3%となっている。入所者の期間と統一性を持たせるために合算している。割合として見た場合は、5年未満での利用期間が最も多いが、退所に関しては1年から5年、特に3年未満での退所が最も多いといえる。とはいえ、トータルで見た場合、10年以上入所している利用者は49.5%となっている。このことは、短期間に入所して退所できる層と、制度に乗り切れずに長期入所に至っている層があることを意味する。

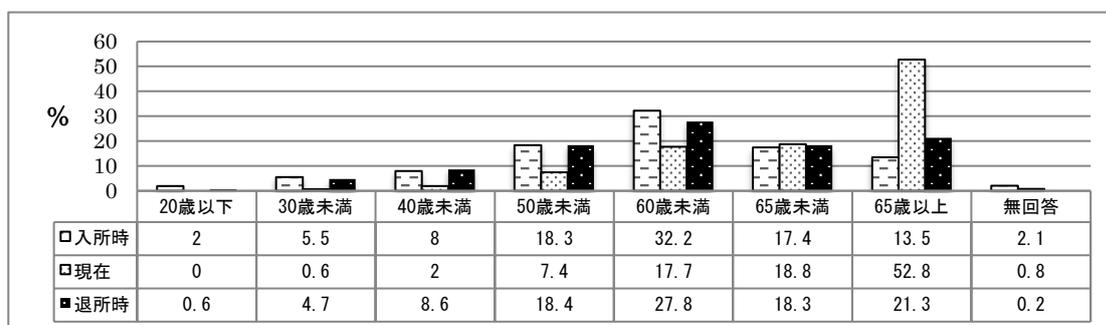


図2 年齢構成

資料 平成28年度全国救護施設実態調査(2017)より作成。

入所時は50歳未満から60歳未満で入所しているが、現状としては、65歳以上の利用者が半数以上いることになる。その一方で、退所者は40代50代において退所するケースが多いことが分かる。入所者と退所者の割合の比較からも明らかであるが、実数にすれば、65歳以上になってからの入所は2,224人であり、現在65歳以上の利用者が8,689人となっており、かなりの高齢者が滞留している。

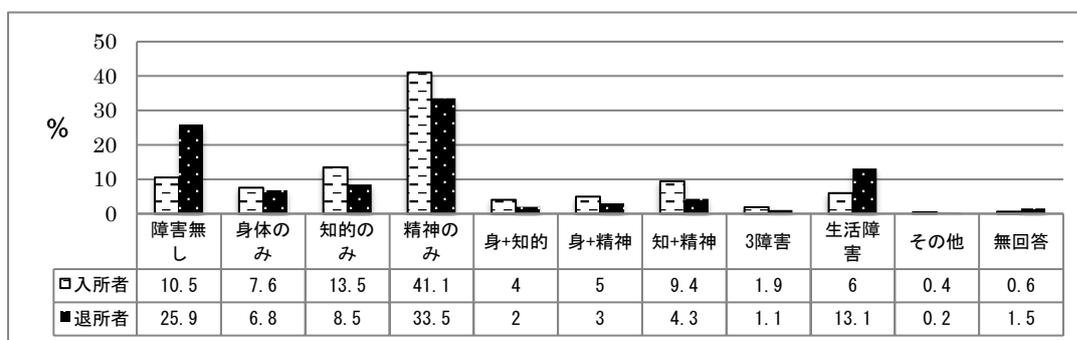


図3 障害種別

資料 平成28年度全国救護施設実態調査(2017)より作成。

入所者も退所者も精神障害者であることが最も多いことがよく分かる。入所者では、知的障害、知的障害と精神障害が合併している利用者も多い。

退所者は入所者との比較で、生活障害などいわゆる三障害に該当しないか、障害無しである事が多い。その他の項目では、退所者ではアルコール依存、認知症、心肥大であり、入所者はそれに加えて脳梗塞後遺症、くも膜下出血後遺症、記憶喪失、高次脳機能障害、発達障害、脳挫傷後遺症となっている。

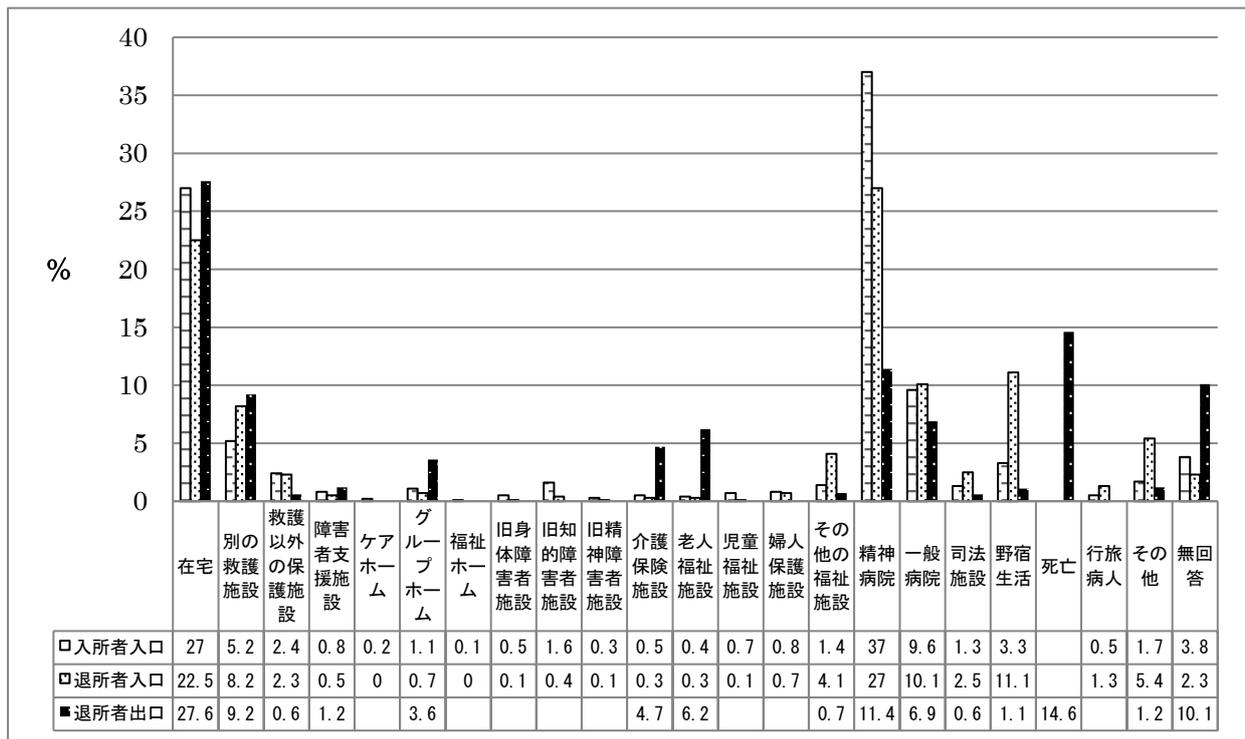


図 4 入退所経路

資料 平成 28 年度全国救護施設実態調査(2017)より作成.

現利用者も退所者も精神科病院からの入所が最も多く、次に在宅から施設に入所するケースとなっている。また、退所者の入退所経路が別の救護施設というケースがあり、たらい回しにしている可能性が推測される。

退所者の転出は在宅の割合が高いが、次に、精神科病院を含み病院への転院、施設内での死亡の順となっている。なお在宅については、退所者は細分化されており「家族と同居して居宅生活」が 1.6%、「アパートで単身、配偶者で生活」が 26%となっている。退所者では在宅復帰している割合が多いが、実数にすれば在宅から入所している人には遠く及ばない。つまり一度入所すると在宅に戻ることはほとんどないと言える。

その他、実態調査からいくつかの項目を拾うと「退所直後の就労の有無」では、一般就労が 5.5%、福祉的就労が 4.4%、就労せず 74.3%、無回答が 15.8%となっている。

また、「退所直後の生活保護受給の有無」では「受給あり」が 64.6%、「なし」が 24.8%、「無回答」が 10.6%である。受給の「なし」は死亡(14.6%)による退所が含まれるため施設移行や在宅復帰のほとんどは生活保護を受給しているといえる。

## 2.2. 施設サービスについて

施設サービスについて、調査項目から大まかに提示する。

- (1) 日中活動支援は、入浴、排泄などの「生活支援」、金銭管理や外出などの「社会能力支援」、レクリエーションや旅行などの「余暇活動支援」はほとんどの施設で実施。創作や生産活動などの「作業支援」88.5%、リハビリなどの「機能訓練」71.6%、施設外への作業 50.8%、就労移行支援 33.3%となっている。

- (2). 入浴は、職員が介助せず自由に入浴している人は 53.3%いるが入浴日は 90.7%の施設で決められており、入浴日に一定の時間帯自由に入れるが 33.8%である。
- (3). 金銭管理では全額施設管理が 66.5%であるが、13.8%は自己管理となっている。
- (4). 食事の提供は朝、昼、夕食ごとの統計によってバラツキがあるが、昼食に 7 割の施設が選択メニューを実施している。また、食事の摂取時間は一斉に食事を取るが 64.3%で、食事時間は 30 分以内が 4 割を超えている。他、アルコールは一部制限が 32.8%、全面禁止が 67.2%となっている。
- (5). 虐待防止に関する取り組みは、委員会を設置している 52.5%、マニュアルを作成している 53.3%、人権意識を高める研修会を実施、研修会へ派遣が 85.2%である。
- (6). 苦情解決体制を整備し、第三者委員を設置している施設は 98.9%である。しかし、第三者委員会を開催している施設は 45.1%である。つまり半数以上は委員会を開催していない。また、委員会の開催回数は 1 年間で 5 回以上が 7.2%であるが、1 回が 49.4%、2 回が 25.3%であり大半は活発であるとは言いがたい。ちなみに苦情内容は「サービスの質や量」が最も多く 23.2%、次いで「職員の接遇」15.8%となっている。また「その他」が 51.3%となっており、個人の嗜好／選択に関わる事項から地域住民から施設への希望など多岐にわたる。

#### IV. 考察

##### 1. 全国救護施設実態調査から

- (1). 図 1,2,3 より、救護施設の入所者は 10 年以上施設に滞在する 65 歳以上の精神障害者が大半であることが示されている。また、図 1, 2 の 60 歳以下で入所期間の 5 年未満の退所者は在宅復帰および精神科病院への転院の可能性が高い。中でも図 3 での生活障害や障害なしの退所者は在宅復帰の可能性が高い。65 歳以上の退所者は、退所後の経路としてグループホーム、介護保険施設などへ転出している。また、疾病によって一般病院への転院あるいは施設内で亡くなることが推測される。つまり、終身施設としての役割を担い、施設から施設のルートを辿る利用者が多いと言える。
- (2). (1)に関連して、在宅復帰をしても多くの退所者は就労をしておらず、アパートにて単身で生活保護を受給しながら生活をしていることが明らかになっている。在宅復帰後の生活や制度的な連携が不明であり担当の生活保護課のみが把握していることが推測される。なお在宅復帰や地域移行は、一部の熱心な施設の取り組みによるものと思われ、例えば田中(2008)は「地域移行の取り組みが精神科病院から将来的な目標として地域移行を掲げる人の入所問い合わせ、事業利用を意図しての入所のケースが明らかに増えている」(田中 2008:112-113)ことを報告している。このことから、全国的には在宅復帰の取り組みは低調であることが推測される。
- (3). 施設内での取り組みは、入浴や金銭管理、食事の提供などいくつかの選択の余地や自己管理を推進している施設もあるが、入浴時間はほぼ一律で決められていることやアルコールはほとんどで制限されるなど管理性を問う内容になっている。その一方虐待防止や苦情解決の調査項目は、利用者の権利の尊重や生活改善の取り組みが福祉施設として社会的に要請されていることを反映している。このことを踏まえ、

次に救護施設における支援のあり方について考察を進める。

## 2. 支援のあり方の視座

救護施設はこれまで社会防衛的、隔離収容政策としての社会的規範の役割を担ってきた。その一方で、全国救護施設では地域移行や生活困窮者自立支援への取り組みを促進するため 2013 年より行動指針を定めている(熊谷 2019)。そして昨今、平成 30 年度以降の第三次行動指針が発表された(全救協 2018)。第二次での重点事項は就労支援への取り組みや相談機能の充実であった。第三次では就労支援の継続と共に、第三者評価の受審を促進しサービスの質の向上を目指し、救護施設の見える化を図ることが追加された。このことから救護施設の職員は、隔離収容する社会規範とサービスの質を向上させ、社会に施設を開いていくという矛盾する社会規範の中間点に立っていると見える。そして根本的に、福祉施設は利他的行為(ケア)することが仕事である。利用者からすれば職員は自分たちを抑圧する存在である一方、生活を支えてくれる人でもある (Bankes2012) 5)。

救護施設が全制的施設である以上、管理や規格化はどこまでいってもつきまとうが、職員と利用者の織りなすネットワークによってどのような施設生活にするかのデザイン改変は可能であると考えられる。実態調査の結果でも明らかなように、確かに全国の多くの救護施設は入浴時間が一律であり金銭も施設が管理している。あるいは食事は一斉にとり、アルコール摂取なども制限されている。しかし多数がそうであっても少数ながら金銭管理は利用者が自己管理し、自由な時間に食事を取り、時間や曜日関係なく入浴できるなど自由裁量度の高い施設がある。また、ほとんどの施設は苦情解決の第三者委員は配置しているが、半数は委員会を開かず、開く施設のほとんどが年に 1, 2 回程度である。しかし、その一方、5 回以上開催し、つど情報提供をしている施設もある。この違いは援助者や施設が、利用者の制限されている生活をいかに改善し、取り組むかの違いであるといえる。そして、その背景には利用者の声(例えば苦情内容など)が反映されているとみるべきである。このことは、施設の生活は画一的ではなく濃淡を含みながらも施設自体の考え方も変わりうることを示しているといえる(松木 2011)6)。

Ⅲ.1.3 で触れたハンセン病患者の楽団の例において、ハンセン病患者が寄贈や車による移動など非病者からの協力を得ながら演奏会を開くことができた。その時ハンセン病患者は「移動可能なものによって運ばれてくる力を自らのうちに折りたたみ、それによって、自己と周囲の人々の生を豊穰化させた」(有菌 2017:83)と論じる。それはハンセン病患者たちの活動に協力することで職員などは、彼らの生きることの辛さや大変さを知ると同時にそれでも力強く生きている姿から勇気をもらったのである。

救護施設の利用者は二次的調整によるインフォーマルなコミュニケーションや声にならないシグナルが常に発している。例えば、誰とも話さず集団生活から距離をとり続けている人がいたとする。その人は、その行為を通じて施設の抑圧性や不自由性を自分の存在を賭けて訴えている。職員は、そうした人にこそ声をかけ、話し合うことで、生活の改善がはじまると見える。あるいは長期入所をしている利用者は、その長い施設生活の中で作り上げた自分のスタイルにその人らしさを見いだし、尊重すること。その上で、援助者は何ができるのかを話し合うことにある。

つまり、援助者は管理する一方、利用者の尊厳を尊重した働きかけを行うという両義性

や矛盾の存在である自覚をもつこと。その上で、利用者の中に生の豊かさを発見すること。そして、さまざまな制約がある中で、利用者によく話し合い、施設生活の幅を広げていくこと。これが本論において救護施設における支援のあり方の視座として考察されたことである。

## V. 今後の課題

本論では、救護施設に滞留する利用者とはどのような人なのかを実態調査から明らかにし、施設生活の支援をいかにするべきかゴッフマンの全制的施設の分析を援用する形で考察した。ただ、全制的施設の分析は多様な視点を含んでおり、本論はその一端を示したに過ぎない。今後も文献をひもときながら施設で働くこととは何かを追求していきたい。

さらに施設に入ることによって生じる排除と包摂がある一方、施設入所できる／できない選別という排除と包摂がある。そして外延には医療・福祉制度から見放された自助努力の圏・例外地帯に放逐されている人たちがいる(仁平 2005)。また制度の「はざま」に残された人々がいる。救護施設はこの例外地帯や「はざま」に常に近接してきた<sup>7)</sup>。施設職員はこうした外部と内部のさまざまな排除と包摂、施設で働くことの両義性を視座に置いた支援が求められる。しかし、本論では施設内部の利用者の支援の視座を中心に論じており、外部については論じきれなかった。また、実態調査でも明らかになったように救護施設の利用者の多くが精神障害者であること。入退所においても精神医療との結びつきが強い。この関係性をより明らかにすることで救護施設の歴史や役割がより明確になると考える。これらのことについては今後の課題とする。

## 注

- 1) 岩崎 (2016) は養護施設の前利用者への半構造化面接を実施し、職員による統制と従属などを描き出し批判的考察をしている。関根 (2010) は精神科病院に長期入院患者から入院前から現在までをナラティブアプローチで分析し、施設への適応化をキー概念とし、患者としてアイデンティティやスティグマが付与されていく過程を批判的に論じている。田川(2006) は、特別養護老人ホームにおいて画一的な身体介助が優先され、軽度要介護者のささやかな「お願い」が後回しになること。要介護者は諦める中で生活に対しての自律性が損なわれていることをインタビュー調査と参与観察によって明らかにしている。
- 2) 例えば「制度がこれは入所施設サービスではなく在宅サービスであると区別したところで、利用者や家族、市民は入所施設のサービスと受け取っているのではないか。その人が生まれ育った、結婚し家族を作ってきた家、自ら選んで住んできた家を離れた場の、常駐する専門職員に援助されながら共同生活の場は入所施設と言うべきではなからうか」(大林 2011:62)。
- 3) 二次調整については一種の抵抗としても表現され、仲間同士で連帯する「身体化」から相互支持や対抗習俗へと発展させることがある。また、状況からのひきこもり、妥協の境界線、植民地化などの方策がある(西尾 2014 : 98)。
- 4) 有菌(2017)は、10年にわたるハンセン病療養所への訪問と調査を通じて、ハンセン病患者の生活をつぶさに観察し、ハンセン病患者の解放運動とは違う滞留することによる静かな抵抗や生のリズムを描き出している。

- 5) 例えば「ソーシャルワークとは「社会的利他主義(ケア)」と「社会的規範(コントロール)」双方に働きかけ強化するという矛盾・二面性／両価性があること。福祉国家が疑問視され、批判され、改革されればソーシャルワークの役割もまた疑問や変化の対象となる」(Bankes2012:36)と論じる。ソーシャルワークを福祉一般、福祉施設に置き換えても問われることは同様であると言える。
- 6) 救護施設の類型として松木(2011)は、大都市を中心としたホームレスなどが対象となっている「生活困窮者型」、精神障害者の入所者割合が100%か非常に高い割合である「精神特化型」、地方部に多く障害を問わず、高齢長期化と若い精神障害者などが入所している「混合入所型」としている。こうした入所者の状況によっても取り組みは当然変化していく。
- 7) 古くは精神薄弱者福祉法が成立する前に児童福祉施設から18歳になった後入所した知的障害者、その後精神科病院の長期入院患者の受け皿として。そして現在はホームレス、触法障害者、DV被害者など多様な生活困窮者である。

## 文 献

- 有菌真代(2017)『ハンセン病療養所を生きる』世界思想社。
- 江口恵子(2003)「救護施設の社会的性格」『人間文化研究』1, 33-46, 長崎純心大学。
- Goffman.E.(1961)ASYLIM:Essays on the Social situation of Mental Patients and Other Inmates.,Double day & Company.(=1984,石黒毅訳『アサイラム-施設被収容者の日常生活世界』誠信書房.)
- 岩崎美智子(2016)「施設で暮らすということ-子どもの生活をゴフマンの『アサイラム』で読み解く試み」『東京家政大学博物館紀要』21, 1-13.
- 北川由紀彦(2014)「第9章 ホームレス状態から地域生活への移行において何が問われているか」内藤直樹・山北輝裕編『社会的包摂／排除の人類学』昭和堂, 183-199.
- 厚生労働統計協会(2018)「国民の福祉と介護の動向 2018／2019」65(10).
- 熊谷和史(2019)「救護施設における社会的排除と包摂」『東北の社会福祉研究』14,7-21.
- 松木宏史(2011)「第7章 地域に根ざした施設発のソーシャルワーク-救護施設の実践からみるトータルな生活保障の構築」中川清編『講座現代の政策2 生活保障と支援の社会政策』明石書店, 173-196.
- 松木宏史(2013)「第10章『食わせて寝かせる』から四〇年」埋橋孝文『福祉+α4 生活保護』ミネルヴァ書房,134-14.6.
- 内藤直樹(2012)「序 社会的排除／包摂の人類学」『文化人類学』77(2), 230-249.
- 内藤直樹(2014)「序章「社会的包摂／排除」現象への人類学的アプローチ」内藤直樹・山北輝裕編『社会的包摂／排除の人類学』昭和堂, 1-13.
- 仁平典宏(2005)「生・権力のたわみ-ホームレスの生の視点から見た死生学」『死生学研究』6,1 11-141.
- 西尾敦史(2014)「“脱施設”思想の系譜-病院・施設をめぐる言説・文献をとおして」『静岡福祉大学紀要』10, 91-103.
- 岡京子(2009)「高齢者施設の脱アサイラム化とケアワーカーの感情労働の深まり-「VIPユニット」と呼ばれる現場から」『フォーラム現代社会学』8, 92-104.

- 大林和子(2011)「ゴッフマンの『アサイラム』から見る『今』の施設」『鹿児島国際大学大学院学術論集』3, 59-62.
- 小澤温(2015)「あらためて『地域移行』を考える」『社会福祉研究』124, 32-38, 鉄道弘済会.
- Sarah Bankes(2012)Ethics and Values in SocialWorks,4th edition,London:PalgraveMacmillan. (=2016, 石倉康次・児島亜紀子・伊藤文人監訳「ソーシャルワークの倫理と価値」法律文化社.)
- 関根正(2010)「精神障害者にとっての長期入院経験の意味:精神科病院における「スティグマ」付与の過程」『群馬県立県民健康科学大学紀要』5,29-41.
- 田川佳代子(2006)「管理されるケアと要介護高齢者の自律性:特別養護老人ホームにおけるフィールドワークから」『愛知県立大学文学部論集.社会福祉学科編』55,47-68.
- 田中彰(2008)「実践報告 高槻温心寮における利用者の地域生活支援の展開-救護施設から出て地域で生活することへの支援の移り変わり」『総合社会福祉研究』33, 105-114.
- 谷口由希子 (2011) 『児童養護施設の子どもたちの生活過程』明石書店.
- 樽井康彦(2008)「知的障害者の脱施設化の論点に関する文献的研究」『生活科学研究誌』7, 1-12.
- 全国救護施設協議会 (2017) 『平成 28 年度全国救護施設実態調査』.
- 全国救護施設協議会(2018)「救護施設が行うべき生活困窮者の行動指針(第三次)基本方針について」 ([http://www.zenkyukyo.gr.jp/guideline/file/dai3ji\\_kodo\\_shishin\\_2018.pdf](http://www.zenkyukyo.gr.jp/guideline/file/dai3ji_kodo_shishin_2018.pdf).2019.2.1)

# 研 究 ノ 一 卜



# 入所型施設から地域移行した知的障害者に対する地域生活支援に関する調査研究

—現役世代の職員から見た入所型施設・グループホームの今後のあり方—

## Research about area living support to the mentally-disabled person I did area switchover of from the entering type facilities

—The future's state of the entering type facilities and the group home judged from a  
staff in the active generation—

小野 隆一\*<sup>1</sup>

### 抄録

知的障害者が入所型施設から地域移行し、地域で自立した生活を送るための支援が、全国で展開されるようになり、約30年が経過し、グループホームの入居者数（地域移行者）は、10万人に達するなど順調に増加してきた。一方、入所型施設利用者の減少につながっていない。また、入所型施設は新たな入所者を受け入れ続けている。

当初、地域移行を推進する中で、入所型施設は利用者を地域生活に送り出すという役割・機能を果たすことで、入所定員も徐々に減少し、グループホームやバックアップ体制を支える役割を担っていくと予想されていた。しかし、約30年間で、入所型施設の入所者数が減少しないということは、事業の推移の中でその役割・機能に変化したと考えられた。

本研究は、入所型施設等が、時代に即してどのような役割を担うべきかの明らかにし、今後の実践と研究の視点の手がかりを得ることをめざした。そのため、2017年に著者は、これまで全国でも先駆的に地域移行を展開してきた事業所で指導的な立場の職員（先駆的実践者）に対して調査し、分析結果から入所型施設等の今後のあり方の研究課題を生成した。そして、今回の調査研究では現役世代の現場経験職員への調査分析を行い、研究課題内容の有効性を検証した。

その結果、研究課題である入所型施設は、「緊急保護（本人のレスパイト）機能と、障害程度・年齢・入所理由を問わない地域生活に向けたリハビリ機能としての役割・機能である」は支持された。一方、グループホーム等の役割・機能は、「本人の自己選択、自己決定による自立した生活を支えることであり、いつまで誰とどこに住むかということや支援者が関わる範囲等も本人が決定する。」については支持されなかった。

この結果から、入所型施設は、今後とも緊急保護の機能を維持しながら地域生活移行に向けた支リハビリ機能を推進する必要があると言える。一方、グループホーム等の支援体制は、地域移行後の生活の安

---

\*<sup>1</sup> NAME ONO Ryuichi

会員番号 7641

所 属 東北福祉大学大学院, 障害児デイケアセンター こどもの広場

定に留まっている傾向にあることから、地域移行の本来の目的とされた、自己選択・自己決定のもと地域での普通の暮らしを行うことに、支援の基本方針を置く必要があると言える。

## キーワード

地域移行 入所型施設 グループホーム 現役世代

### I. 研究の背景と目的

知的障害者が入所型施設から地域移行し、地域で自立した生活を送るための支援が、全国で展開されるようになり、約30年の時が経過した。その中で、2018年6月、厚生労働省は、2020年には、グループホーム入居者が入所型施設利用者を上回る見込みであることを明らかにした(その内8割が知的障害者)。事実、グループホームの入居者数(地域移行者)は、2015年度には10万人に達するなど順調に増加してきた。一方、入所型施設利用者数自体は、この間約1万3千人の減少に留まっている(厚生労働省2017)。

この間、入所型施設・グループホーム及びバックアップ体制は、施設から地域移行した知的障害者の地域生活支援を推進するための原動力となってきた。当初、地域移行を推進する中で、入所型施設は利用者を地域生活に送り出すという役割・機能を果たすことで、入所定員も徐々に減少し、グループホームやバックアップ体制を支える役割を担っていくと予想されていた。しかし、約30年間の中で、入所型施設の入所者数が減少しないということは、事業の推移の中でその役割・機能が変化したと考えられた。

また、近年、厚生労働省は、地域生活支援拠点事業において、「重度・高齢・親亡き後」の対策・整備を進めている。その中で、在宅生活をしている障害者の家族等が介護・療育能力が欠如した時の住まいの場を、入所型施設及びグループホームやバックアップ体制が担うべきと言う新たな役割・機能を求めているなど変化がみられる。さらには軽度の知的障害者の地域生活の最終目標でもある単独生活での自立生活に必要な支援・機能についても、制度的変化に伴い検証が必要となっている。

こうした現状からこの調査研究の目的は、入所型施設等支援体制が、時代に即してどのような役割を担うべきかを明らかにし、今後の実践と研究の視点の手がかりを得ることをめざした。そのため、2017年に著者は、これまで全国で先駆的に地域移行を展開してきた事業所で指導的な立場の職員を対象にして調査し、分析結果から入所型施設等の今後のあり方の研究課題を生成した。そして、今回の調査研究では現役世代の現場経験職員への調査分析を行い、研究課題内容の有効性を検証した。

### II. 研究の視点及び方法

2017年、著者は、これまで全国でも先駆的に地域移行を展開してきた事業所で指導的な立場の職員（以下「先駆的実践者」という。）5名を対象として、知的障害者入所型施設から地域移行後の地域生活支援に関して、これまでの関係機関の担った役割・機能を実施した。アンケートの質問項目は、5領域毎に①入所型施設のこれまで担ってきた役割・機能、②入所型施設のこれからの役割・機能、③グループホームが担うべき機能、④バックアップ体制（チームケア）が担うべき機能、⑤軽度の知的障害者の単身生活（アパート利用等）で、自立した生活を送るために必要な機能である。アンケート調査した結果（自由記載方式）は、KJ法の研究手法を活用して質的に分析した。なお、KJ法は、複数の解釈者の合議制という特徴を持つが、ここでは単独で行った。そのため、恣意・主観的なデータの分析に陥るのを避けるため、カード化した文言をできるだけ尊重した。その結果、今後、地域生活支援に関する関係機関の担うべき機能についての4項目の研究課題を生成し、かつ、3項目の重要な少数意見・想定外の意見を得られた。

今回の調査は、前回の調査結果の精度を高めるために、現役世代の現場職員を対象に調査を実施し、質的研究でとりまとめ、研究課題を検証することとした。

1. 調査対象事業所は、日本知的障害者福祉協会会員名簿の法人番号から乱数表を用いて8法人を選定し（全国の入所型施設2,365施設（2015年10月厚生労働省）、法人内でグループホームを運営している入所型施設518法人722カ所（日本知的障害者福祉協会名簿（2016））、さらに選定した法人の名簿最上位記載で、グループホームを運営している施設を選定した。回答者は、現に入所型施設やグループホームで地域移行に関わる業務を担当し、10年以上経験している現場職員（以下「現役世代の職員」という）の中から、管理者に無作為に職員の選定を依頼し、本人から同意を得た者とした。2. 調査時期は2018年5月に実施した。3. 調査方法は、郵送方法により8施設に発送し、6人から回収した。アンケート方式（自由記載）で調査を行い、KJ法の手法を活用し質的研究として分析・解釈した。4. 質問内容は、知的障害者入所型施設から地域移行後の地域生活支援について、入所型施設のこれまでとこれからの役割・機能、グループホームが担うべき役割・機能、バックアップ体制が担うべき役割・機能、軽度の知的障害者が単身生活（アパート利用等）で自立した生活を送るために必要な機能に関しての意見とした。具体的質問項目（アンケート）は先駆的実践者を対象とした調査研究で生成された、4項目の研究課題に、3項目の重要な少数・想定外の意見を組み合わせて5項目を設定した。（表1）

表1 入所型施設・グループホームの今後のあり方についての研究課題

<p>①入所型施設の役割・機能（これまで担ってきた役割・機能）</p> <p>「入所型施設は、結果的に地域移行するための、本人のエンパワメントを高める機能を持っており、これまでも支援を実施してきた。」</p> <p>②入所型施設の役割・機能（これからの役割・機能）</p> <p>「入所型施設支援は、地域生活に向けた有期限有目的による、緊急保護（本人のレスパイト）機能とリハビリ機能を有している。」</p> <p>「入所型施設は、地域の一つの社会資源であり、施設生活と地域生活を対極的に位置づけるべきでない。」</p> <p>③グループホームが担うべき機能</p> <p>「グループホームは、生活条件（いつまで、誰とどこに住むか）について自己選択・</p>
--

自己決定できる機能を持っている。」

④バックアップ体制（チームケア）が担うべき役割・機能

「地域支援センターの機能の充実として、多領域・多職種（多機関に参加を依頼する）によるチーム運営をすることで、多様な機能を持つこと必要である。」

⑤軽度の知的障害者の単身生活（アパート利用等）で、自立した生活を送るために必要な機能

「様々な場面で自己決定・自己選択できるエンパワメントを高め、本人を取り巻く環境を整備することにある。」

「一人暮らしを支える支援では、本人の力を信じる考え方が必要であり、支援者側の常識を押しつけず、必要最低限度の介入にとどめること。」

### Ⅲ. 倫理的配慮

日本社会福祉学会倫理規定に基づき作成し、東北福祉大学大学院倫理審査委員会の承認済みである。また、回答に伴う情報保護・多目的の使用不能・調査拒否事項・回答撤回事項の記載を行った。

### Ⅳ. 研究結果

#### 1. 分析結果

KJ法の研究手法により、①カード化、②テキスト化、③カテゴリー化、④図示化、の順に分析化した。具体的方法は、次のとおりである。カード化は、自由記載された内容からカードを作成した。カード数は207枚となった。テキスト化（コード）はカードに書かれた内容を同様の意味を持つテキストに分析し、そのテキスト数を測定した。結果は65枚となった。カテゴリー化（表3）は、全テキストを読めるように適当に配置し小グループを作り、見出しを付けて一つのカテゴリーとした。この見出し付けとカテゴリー化を繰り返しカテゴリー小・中・大・特大を作成した。

なお、カテゴリー化の表示方法については、矢野淳他（2013）の事例を参照している。図式化は、カテゴリーの関連性をカテゴリー中以上で図式化（図1）した。

#### 2. 基本属性

調査を依頼した担当職員は、30～50歳代の10年以上の障害福祉現場経験者である。また、知的障害者の地域移行については、それぞれの施設で実施計画の策定、実践を担当している。

表 2 基本属性

	年齢	入所型施設内 支援経験	GH支援 経験	有 資 格	学 歴	現在の担当業務
A	30代	10年以上		社会福祉士	大学（福祉）	支援員
B	30代		10年以上	社会福祉士 介護福祉士	専門学校（福祉）	地域支援係主任 （サビ管責任者）
C	50代	30年以上		社会福祉主事任用資	大学（その他）	施設長

				格		
D	40代	10年以上	10年以上	社会福祉主事任用資格	大学（福祉）	GH管理者兼支援員
E	40代	20年以上		相談支援専門員 教員 社会福祉主事任用	大学（その他）	副管理者
F	30代	5年以上	5年以上	—	高校卒	GH支援員

### 3. 分析結果

#### ① 研究課題①入所型施設のこれまでの役割・機能について

「入所型施設は、結果的に地域移行するための、本人のエンパワメントを高める機能を持っており、これまででも支援を実施してきた。」に対しては、地域移行の理解、推進の意義やエンパワメントを高めること、アセスメントの重要性については現役世代の職員にも浸透しており、地域移行を実際に実践し成果を上げている（20/34）との現状が見られた。（ ）の数字は、図1において該当する中・大・特大のカテゴリ毎のテキスト数を示す。例えばカテゴリ中のテキスト数の内、含まれるカテゴリ小のテキスト数である。テキスト数が割合を示している。一方で、立地・人員等の環境が整っていないことにより、重度・最重度な人への対応などについては、地域移行の趣旨は理解しているが進んでいない現状（6/34）も見られた。さらには、入所型施設は、地域移行が目的ではなく、安心して生活できるための支援こそが役割であるとしている例も少なくない（11/45）。一方、あくまで入所型施設の役割は施設の中で安心して生活できるためにあるとの考えも見られた。

#### ② 研究課題②入所型施設のこれからの役割・機能について

「入所型施設支援は、地域生活に向けた有期限有目的による、緊急保護（本人のレスパイト）機能とリハビリ機能を有している。」については、入所型施設の存在を地域生活との対極的に位置づけて、否定するのではなく、社会資源の一つとして地域移行に向けた機能を果たしていくべきとの視点が多く見られた（15/53）。一方、有期限や緊急保護・リハビリ機能に限定されるべきでなく、本人や家族のニーズに応じた利用されるべきだとの考え（28/53）も、多く見られた。さらには、障害者が地域生活を行うにはまだまだ課題が多いので、施設生活と地域生活のどちらで生活するかを選択できる事を保障すべきとの考えも見られた（10/53）。

また、想定外の回答だったが、入所型施設自体が地域に閉ざされていなければ地域生活をしていると言えるとの考え（11/53）も見られ、結果的に「必ずしも地域移行する必要はない」など地域移行そのものへの否定論も見られた（3/53）。

#### ③ 研究課題③グループホームが担うべき役割・機能について

「グループホームは、生活条件（いつまで、誰とどこに住むか）について自己選択・自己選択できる機能を持っている。」については、グループホームでの生活をする以上、本人に保障すべき事項と支持する意見も少なくない（7/39）、一方現状では自己決定するためのエンパワメントを高める場・段階として捉えており（7/39）、結果として多くは選択するための環境づくりには至っていない傾向にあると見られる（25/39）。また、「グループホームが地域生活をしているとは言えない」（5/25）など現状のグループホームでは地域生活自体に否定的見方をしている。

#### ④ 研究課題④バックアップ体制の役割・機能について

「多領域・多職種によるチーム運営の多様な機能」については、異議を唱える回答は得られないものの、支援会議の開催は、支援チームが課題を抱える場合やトラブルが発生した時だけに過ぎず、定期的開催又は常設されていない現状を指摘している(3/21)。また、支援会議の開催は本人の希望で開催するなど本人主導の運営を求めている(3/21)。このことは、過去の地域支援研究でも(小野 2015) 本人が自分の話を聞いてくれる場所を求めているという結果にも繋がっている。

⑤ 研究課題⑤軽度知的障害者の単独生活(アパート利用等)で自立した生活を送るための役割・機能について

「様々な場面で自己選択・自己決定できるエンバウメントを高め、本人を取り巻く環境を整備することにある」については、「本人の力を信じての必要最低限介入」を行うべきと言う考えが多く見られた(20/49)。一方、社会資源や環境整備、本人の不安を解消する支援の充実こそが優先すべきと傾向も多く見られた(29/49)。

## V. 考 察

### 1. 研究課題の検証

分析結果から、知的障害者の入所施設から地域移行後の地域生活支援に関する入所型施設等各機関の役割・機能について、先駆的实践者達から得られた研究課題に対する現役世代の受け止め方について、下記の傾向にあると結論づけた。

① 入所型施設の役割・機能について

先駆的实践者達は、当初はノーマライゼーションの原理により、地域で普通の暮らしを送る<sup>1)</sup>のために地域社会に移行することにより、家族そして支援者ではなく、本人の自己選択・自己決定する機会を増えることで、施設での生活より、生活の質の豊かになることを目標としてきた。それは脱施設・施設解体と言った入所施設否定論にも繋がっていた。

その結果として一部の施設は利用定員の削減や閉鎖も取り組むこととなった。しかし、研究課題②では地域生活している障害者が地域生活での環境の急激な変化がある場合は、一時的に入所する緊急保護(本人のためのレスパイト利用)を行い、その後地域移行に向けてリハビリを担う役割を加えるなど入所型施設の存在意義を認めている。

今回の現役世代の職員に対する調査でも、この地域移行の向けての支援方針は、入所型施設の役割・機能の原則論として認知され、今後とも推進されるべきと支持されていることがわかる。同時に、地域生活困難者の受け入れも同意しており、研究課題①及び②は支持されていると言える。

一方で、現在の地域生活拠点支援事業の「重度・高齢・親亡き後」整備目標に見られるように、障害者本人への緊急保護的要因により、入所型施設・グループホームを安心・安全な生活の場として位置づける考えも少なくない。だが結果的に、緊急保護だけではない長期的入所も本人のニーズに込えているものであるとして、施設入所後の地域移行を否定している考えも少なくなかった。また、本人のニーズとあるが自己選択・自己決定が配慮されているかは疑問である。さらに、保護的要因による入所型施設の存在意義を訴えるものであり理論課題②と異なる見解を持っている。

このことは、入所型施設の設置されている地域的環境、施設運営の方針によっては、現役世代の現場職員が、自分の意思とは関わりなく、目の前の入所者の安心安全な生活の保障という役割に担わざるを得ない状況にあることも見られた。

表 3 質問に対する自由回答のKJ法によるテキスト化

カテゴリー特大	カテゴリー大	カテゴリー中	カテゴリー小
入所型施設の役割 (これまで担ってき 役割・機能)	地域移行に向けてエンパワ メントを高める支援(28)	エンパワメントを高め、地域移 行に繋げた(20)	入所型施設は本来、地域生活への通過施設(5) エンパワメントを高め、グループホームに移 行した。(15)
		必要な支援のアセスメントが重 要(8)	言語の意思を伝えやすい方から地域移行した(2)。 必要な支援のアセスメントが重要(3) 支援には人・時間・社会資源の条件が必要(3)
	地域移行に向けての環境が 整っていない(6)	地域移行の支援が難しい(3) 重度・最重度の地域移行は難しい。(3)	地域移行の支援の条件が揃っていない。(3) 重度・最重度者の地域移行は進んでいない(3)
	施設で安心して生活できる ための支援(11)	安心して生活するための支援 (11)	安心して生活するための支援が重要(11)
入所型施設の役割 (これからの役割・ 機能)	地域の中の社会資源の一つ であること(15)	地域の中の社会資源の一つである (7)	入所型施設は地域の中の社会資源の一つである (7)
		施設生活と地域生活を対極的に 位置づけるべきでない(8)	施設生活と地域生活を対極的に位置づけるべき でない(8)
	本人のニーズに応じた施設 の利用(28)	有期限・緊急保護・リハビリに 限定されない(9)	緊急受け入れを行う余裕がない。(4) 緊急受け入れ・リハビリ機能では経営困難(2) 有期限・緊急保護・リハビリに限定されない(3)
		施設は本人のニーズに応じて利用 される(5)	入所施設は本人のニーズに応じて利用されている(3) 入所型施設は家族が療育困難な重度の障害者の 受け皿(2)
	必ずしも地域移行する必要はない(3) 入所型施設も閉ざされていない 限り地域生活の一つ(11)	必ずしも地域移行する必要はない(3)	必ずしも地域移行する必要はない(3)
		入所型施設も閉ざされていない 限り地域生活の一つ(11)	入所型施設も閉ざされていない限り地域生活の一つ(2) グループホームは必ずしも地域生活をしていない(5) 施設生活を閉鎖的だと決めつけて成らない(4)
選択できる施設生活と地域 生活の保障(10)	施設生活と地域生活は選択できる ものであるべき(10)	施設生活と地域生活は選択できるものであるべき(6)  地域生活にも課題は多い(4)	
グループホームが 担うべき機能	地域生活をする上での選択肢の 一つであること(7)	地域生活をする上での選択肢の 一つであること(7)	いつまで・誰とどこに住むのか選択できるこ とが地域生活の要(7)
		自己決定するためのエンパワ メントを高める場(7)	グループホームは本人のエンパワメントを高め る場である(7)
	本人の自己選択にまでは至って いない(25)	本人の自己選択にまでは至って いない(25)	本人が自己選択することは難しい(9)  本人の希望に合わせて変化させることは難し い(11)
	グループホームが地域生活をしてい るとは言えない(5)	グループホームが地域生活をしてい るとは言えない(5)	グループホームが地域生活をしているとは言 えない(5)
バックアップ体制が 担うべき機能	多様・他機関によるバック アップ(15)	多様・他機関の参加が重要(11)	バックアップ体制は多様・他機関の参加が重 要(11)
		地域生活支援の拠点的役割(4)	地域生活支援センターに大きな役割(3) 地域生活支援拠点としての役割(1)
	本人主体の支援体制(6)	本人主導の運営(3)	本人のニーズに添い、主導で運営されるべき (3)  緊急・トラブル時だけに開催に不安(3)
軽度の知的障害者 の単身生活で自立 した生活を送るた めに必要な機能	バワメントを高める支援 (7)	自己決定・自己選択できるエン パワメントへの支援が基本(7)	自己決定・自己選択できるエンパワメントが 必要(7)
	引く支援(13)	本人の力を信じ、必要最低限の 介入(13)	単身生活は自己決定・自己選択が基本(1) 本人の力を信じること(4) 単身生活支援には、引く支援が重要である(8)
	社会資源・環境整備する支 援(29)	社会資源・環境整備する支援(18)	単身生活へのどんなサポートが必要か検討(5) 本人を取り巻く社会資源・環境整備が重要(5)  住民とのトラブルに関する支援が必要(8)
		本人の不安を解消する支援(11)	本人の不安を解消するための支援が必要(8)  支援の制御は結果として新たな支援を生む(2) 単身生活支援の経験が無い(1)

( )の数字は、表3において小・中・大・特大のカテゴリー毎のテキストの数を測定したものである。例えばカテゴリー小は65のテキストのうち同様の意味を持つテキストをまとめて見出をつけたが、そのまとめたテキスト数である。

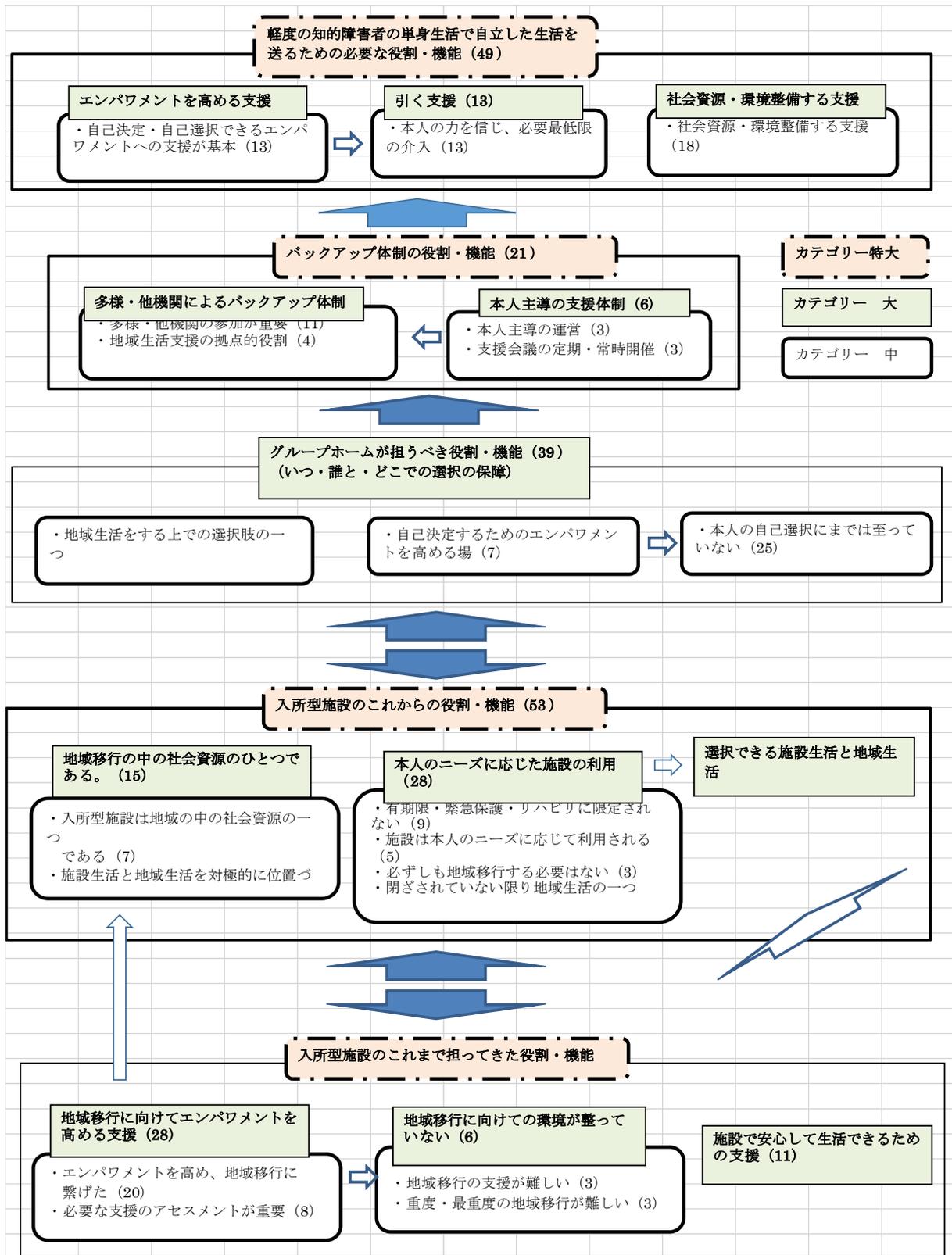


図1 質問に対する自由回答のKJ法による分析の図式化

2018. 6. 4 /宮城・大和/小野

( ) の数字は、小・中・大・特大のカテゴリー内のテキストの数を測定したもの

## ② グループホーム等地域移行後の支援体制が担うべき役割・機能

グループホームで生活することは、地域移行の成果ではあるが、先駆的实践者はさらに「いつまで、誰とどこで」という選択の確保をその役割として担うべきとしている。しかし、今回の調査・分析結果では、現状の生活を維持・保障することに支援の重点が置かれており、一歩進んだ段階にはまだ至っていないのが状況のようだ。さらに軽度者の単身生活支援に至っては手探り状態にあると言える。

結果として、先駆的实践者達から生成した、時代のニーズに沿って変化したグループホーム等の役割・機能とした研究課題③は、現役世代の現場職員間に浸透していると言いがたい。しかし、研究課題③が棄却されたと言うよりは、グループホーム制度が始まって30年程が経過し、地域生活を支える仕組みが出来てきた今日でも、新たなニーズを議論する段階に至っていないと言える。しかし、地域生活への移行を今後とも推進していく限り、研究課題③で示されたあり方を理想・目標として、今後とも現役世代の職員間で議論されることが必要である。

一方、研究課題④の地域移行後のバックアップ体制については、現役世代の職員も「地域支援センターの機能の充実として、多領域・他職種によるチーム運営をすることで、多様な機能を持つことが必要である。」については異議なく支持されている。ただし、開催方法については、課題が発生した時だけでなく定期的なものであることや、本人の希望での開催などの課題も示された。また、研究課題⑤の軽度知的障害者の単独生活での自立した生活を送るために必要な機能について、現役世代の職員は「様々な場面での自己選択・自己決定できるエンパワメントを高め、本人の取り巻く環境を整備すること」「本人の力を信じての必要最低の限の介入にとどめること」に対しては、支持されるまでは至っていない。

グループホームでの支援同様、「本人の不安解消が優先すべき」とする意見が多い。ここでも研究課題が棄却されたと言うよりは支援の段階が研究課題の目指すところまで到達していないと言える。

## 2. 重度・最重度の地域生活支援について

地域移行の取り組みは、先駆的实践者が展開した当初は、中軽度者を対象にしていた。次第に、重度・高齢者についても、本人の地域生活を営む上でのエンパワメントを高めることを条件にするのではなく、地域での生活環境・支援内容を整えることで、障害やその重い軽いで区別することなくすべての入所者を対象とすることとして取り組まれてきた。そして、30年経過した今日でも積極的に取り組まれており、その原動力として入所型施設は大きな役割を担っている。しかし、現役世代の職員が直面している今日では、「重度・高齢・親亡き後」等在宅生活者の地域生活が困難になった場合の福祉ニーズから、本人にとって緊急に安心・安定した生活の場が必要となり、入所型施設の保護的利用の役割が重視されている。結果として本人や家族・地域が抱える課題が解決できず、入所期間が長期化することも少なくない。

国も第2次障害者基本計画の「施設のあり方の見直し」の中で「入所施設は、地域の現状を踏まえて真に必要なものに限定する。」と掲げた。しかし、実際の具体策では「障害者自立支援法においては、施設に入所してサービスを受けることのできる者について、一定以上の障害者程度区分である等を条件とした」(2006)と現行の障害者支援区分「4」以上(50才以上は「3」以上)を入所条件とした。これではむしろ重度・高齢者であれば施設入所を容認するという形になってしまった。

だが、入所後に再度地域生活を行うことについて、中軽度の知的障害者はある程度自分の意思を表示することができ、その意思に沿っての環境整備は可能だ。また、自己主張が難しく表現することが苦手な重度・高齢者であるからこそ、再度地域生活を目指すための支援を行う入所型施設職員などの支援者の役割が重要となる。そして、これまでも様々な試行錯誤が取り組まれてきた。

重度・高齢という自分の意思を表しにくいからこそ、本人の思いを大切に、再度地域生活の可能性を入所施設の役割機能として担うことについて、制度改正を含め、施設従事者間で議論する場を設けてい

く必要を感じた。

### 3. 施設の地域開放について

今回の調査研究では、現役世代の現場職員間で「入所型施設も地域により開放していれば地域生活を送っていると言える」という視点が多く見られた。施設に地域の住民が自由に出入りしており、制限していないことを強調している。理論仮説①入所型施設の役割・機能としての地域移行に否定的意見者に多い。

これは先駆的实践者が、ノーマライゼーションの理念が取り入れられた頃、各施設で盛んに取り組まれた、いわゆる「施設のオープン化」・「施設の地域交流」・「施設の社会化」に似ている。その地域住民との関わり自体は入所型施設のあり方として望ましいことではある。だが、課題は外部に向かっている解放ではなく、利用者自身が自分の意思で、自由に施設と地域を出入りし、地域住民として活動することができるかという視点である。この課題が解消されない限り、入所型施設での生活も地域生活の社会資源の一つとでは言いがたい。また、入所型施設だけでなく、グループホームでの生活を含めて、ノーマライゼーションの理念の基づき、本人がどれだけ自由意思で行動でき、地域の社会資源を活用した生活が送れているかということについて過去の地域移行事業の検証することも必要と思われた。ひいては、理論仮説②の議論も高まると考えられる。

### 4. 支援者側の支援の目安と自己選択・自己決定<sup>2)</sup>について

グループホームや単身生活などの地域生活を支援する姿勢において、現役世代の職員・支援者側に共通に見られる視点として、本人の生活を守るべく「万全を尽くす」というものがある。偏見や阻害など地域で生活することでのリスクを防止し、自立した生活が送れるような支援体制を整備することが第一に考えている。このことが地域生活の質を向上し維持するものと考えられている。

こうした視点を否定するものではない。又、先駆的实践者も地域移行が始まった当初は地域生活をどうしても成功させたいという思いからどこでも進められてきた支援手法だった。ただし、その支援の目安はあくまで支援者が決めた目安であり、支援者が安心・安全と考える生活になってしまう。しかし、本人が地域生活に自信をつけた後は、新たな展開に挑戦できるものでなくてはならない。

なぜ地域生活をするのかという事自体を考えると、本人がどのような生活をしたいのかということについて自己選択と自己決定できることが重要となる。支援者は最低限度の支援に留めることで本人なりの生活を手に入れることになる。失敗を恐れず何度でも挑戦できる客観的な姿勢こそが支援者側に必要と考えられた。

また、先駆的实践者は、地域移行後のグループホーム等での生活や支援体制もより本人らしい生活の実現を図るために、自己選択や自己決定の場を多く持つ支援を目指すべきとしている。しかし、現役世代の職員間では、地域でも安全・安心の生活を送るための生活を最優先の支援と考える傾向が強い。だが、この安全・安心の基準は支援者側にとってのものであり、本人本位の支援の基準に至っていないことが見えた。

今回は、調査対象の職員は、現場経験10年以上の現役世代とした結果である。何のために地域移行を進めているのか、「ノーマライゼーション」や「エンパワメント」という原則論に立ち返った議論が不足していると考えられた。ここでもう一度、職場内で議論する場を再度設けていくことが必要と再認識した。

### 5. 研究の限界について

### 1) 調査対象である現役世代の職員の選定について

調査の対象とした現役世代の職員は、地域移行に関する支援について、必ずしも施設長などの所属する法人や施設において基本的理念や方針を決定するなど経営に関わる立場ではなかった。経営者と経営権を持たない現場との理念の乖離が見られた。理念や方針が違えば実際の支援の中で活かされるのも難しいし、実際に取り組み自分の意見を精査することもできない。

今回は、現役世代の現場職員を対象としたが、より精度を高めるためには施設経営者と経営権を持たない職員を分けて調査する必要がある。そのためには質的研究だけでなく、仮設に対する量的研究も必要と考えた。

### 2) 利用者本人の意思の調査について

これまでの調査研究は、支援する立場の者を対象としてきたが、利用者本人の意思はどのようなのかについて調査する必要がある。先行研究においても本人へのアンケート調査は見られるが、どうしても恣意的な質問や回答になりやすい。そのため、本人が本人の意思に沿った地域生活を送っているのか等、客観的に評価できる尺度を作っていく必要であると考えた。

## 注

1) 宮城県船形コロニーの地域生活移行に向けての条件（2004）は、①施設での生活より安心で豊かであること、②地域での生活といっても、親元に帰すものでないこと、③地域生活移行には、民間施設や市町村等の連携・必要なこととしている他、本人・家族の同意を基本としている。また、当初は中軽度の知的障害者を対象としていたが、例外なくすべての入所者を対象とすることとしている。さらに、地域生活が困難になった場合は支援センター・コロニー・市町村・家族と協議し、必要に応じてコロニーの再入所等で対応するとしている他、新規入所の受け入れは行わないとしていた。

国立のぞみの園の地域移行の条件（2011）は、①「障害の重い軽い」を区別せず利用者全員を対象とする、②本人の意思の尊重しと家族の意向を丁寧に聞く、③経済的負担も含めて家族に負担を強いらぬ（自宅に帰すものではない）、④出身地の自治体の協議調整により支援できる体制をとってから移行する⑤移行先での生活が困難になった場合には当施設への再入所も対応するとしていた。

2) 「自己選択・自己決定」をそのまま同意語として「意思決定支援」と読み替えて良いかは論理的ではない。むしろ障害者基本法改正から障害者総合支援法改正までに至る経過の中で政治的要素が強いと言える。ゆえに、ここではアンケート結果である「自己選択・自己決定」をそのまま使用する。

## 文 献

厚生労働省（2016）「平成28年度版 厚生労働白書」厚生労働省 470 別添

厚生労働省（2017）「全国障害福祉主管課長会議資料」厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 22.24.25

厚生労働省（2017）「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定ガイドラインについて」厚生労働省・援護局障害保健福祉部障害福祉課長（障障発 0119 第2号平成29年3月31日）3～4

川喜田二郎（1967）「発想をうながすKJ法 発想法」中央法規 65～114

木口恵美子（2018）「障害者施策の変遷と意思決定」『さぽ〜と』日本知的障害者福祉協会 2018.6

月号 11～13

国立のぞみの園 (2011) 「地域移行を推進するためのハンドブック」 国立のぞみの園 91～103

宮城県船形コロニー (2004) 「地域移行への取り組み Q&A」 『第 4 回福祉セミナー in みやぎ』

宮城県福祉事業団 54～67

宮城県船形コロニー (2005) 「宮城県船形コロニーの地域移行」 『第 5 回福祉セミナー in みやぎ』

宮城県社会福祉協議会 55～67

小野隆一 (2005) 「施設から地域での生活へ」 『NHK 社会福祉セミナー』 日本放送協会 2005. 4

～6 月号 8～12

小野隆一 (2016) 「矯正施設を退所し知的障害があると考えられる者への地域生活支援に関する研究」

総合福祉研究紀要 (東北福祉大学大学院) 第 13 巻 1～18

小野隆一 (2019) 「入所型施設から地域移行した知的障害者に対する地域生活支援に関する調査研究～今後の

地域移行者の自立に向けた、入所型施設・グループホーム等の役割・機能について」 『東北の社会福祉研究』 日本社会福祉学会東北部会第 14 号 62～63

矢野淳也 (2013) 「不治の病の治療に対する雇い主の期待についての質的研究」 日獣誌 403～410

山田優 (2007) 「入所施設 (長野県 (西駒郷) から地域生活への移行に向けた本人支援・家族

支援について」 『月刊ノーマライゼーション』 日本障害者リハビリテーションセンター第 27

巻通巻 312 号

鈴木良 (2010) 「知的障害者の地域移行と地域生活」 現代書館 10

# 津守眞の障害観・保育観に関する一考察

## A study on TSUMORI Makoto's view of disability and childcare

日野 さくら\*<sup>1</sup>

### 抄 録

発達障害と診断された子どもの数が1993（平成15）年から2017（平成29）年までの14年間で9倍にも増加している。診断を受けることで子どもが生きやすくなっていれば望ましいが、急増している背景に子どもを見る目が厳しくなっている面はないだろうか。そのため、本研究では改めて子どもの障害の捉え方、保育者のあり方について検討するにあたり、津守眞の障害観・保育観を取り上げる。

津守は障害の診断について、見方を固定化することにつながり、歪みの部分に目がいくことを懸念している。子どもに障害があること原因で保育がうまくいかないのではなく、保育者側にも課題があると津守は考える。そのため歪みに目をむけるのではなく子どもをありのまま理解することに努めることの重要性を示している。また、障害別の保育はなく、子どもに即してその生活が充実するようかかわることは障害の有無にかかわらず共通していることを述べている。これらのことは時代が変わっても普遍的で重要な内容であると考えられる。

### キーワード

津守眞, 障害観, 保育観

## I. 研究の背景と目的

本研究の課題は津守眞の障害<sup>1)</sup>観、保育観について考察することである。

津守は、日本を代表する保育研究者であり、実践者である。その功績の一部を挙げる。津守は、「津守・稲毛・磯部式乳幼児精神発達質問紙法」の開発者である。この診断法は質問紙の使用により母親また

---

\*<sup>1</sup> NAME HINO Sakura  
会員番号 8152  
所 属 東北福祉大学

は主な養育者に乳幼児の発達状況をたずね、その結果を整理することにより精神発達の診断をしようとするものであり、1961（昭和36）年に書籍として出版している。また、1993（平成5）年から1998（平成10）年までOMPE（世界幼児保育・教育機構）日本委員会会長を、2000（平成12）年から2003（平成15）年まで一般社団法人日本保育学会第5代会長を務めた。さらに実践者として、1983（昭和58）年から1995（平成7）年まで愛育養護学校の校長を、1999（平成11）年から2006（平成18）年までは同法人の理事長を務めた。津守は「保育は人とかかわることを自らの生活とすることです。保育学は、人とかかわる中で考え続ける学問です」としており（津守2013：120）、愛育養護学校の校長でありながら、保育者として実践する日々の中で直面した課題から保育のあり方について検討し、多くの著作物でその考えや実践の内容をまとめており、30年以上にわたって積み重ねているその内容、理論は今もなお重要な内容であると考えられる。

近年、発達障害<sup>2)</sup>と診断される子どもが増加している。文部科学省が調査している「通級による指導実施状況調査結果」によると、発達障害と診断を受けた児童生徒数の障害別の内訳は下記の通りである。

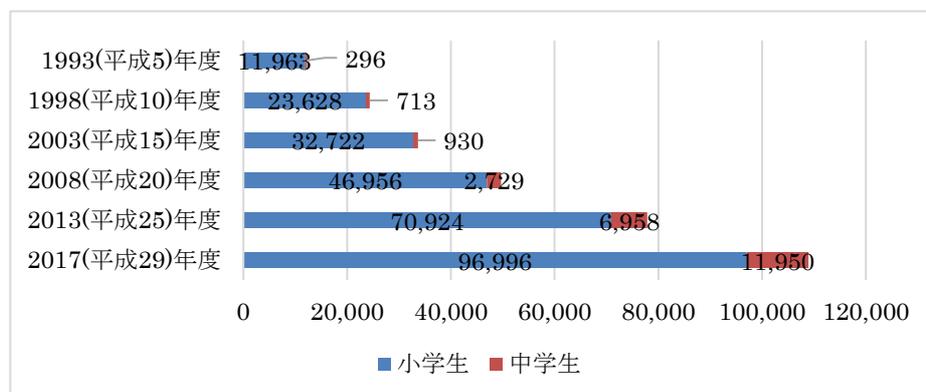
表1 発達障害別の人数と割合について

	言語障害	自閉症	注意欠陥多動性障害	学習障害	合計(左記の他弱視、情緒障害等含む)	小学校・中学校在学者数	発達障害児の割合
1993(平成5)年度	9,654				12,259	13,619,018	0.09%
1998(平成10)年度	20,461				24,342	12,044,137	0.2%
2003(平成15)年度	27,718				33,652	10,975,229	0.3%
2008(平成20)年度	29,860	5,469	3,406	3,682	49,685	10,714,159	0.5%
2013(平成25)年度	33,606	12,308	10,324	10,769	77,882	10,213,102	0.8%
2017(平成29)年度	37,561	19,567	18,135	16,545	108,946	9,781,992	1.1%

資料：文部科学省 各年度「通級による指導実施状況調査結果について」、「文部統計要覧」「文部科学統計要覧」より筆者作成

文部科学省が行った「通級による指導実施状況調査」によると、通級による指導<sup>3)</sup>を受けている小学校・中学校の児童生徒数の推移は下記の通りである。

表2 通級による指導を受けている児童生徒数の推移



資料：文部科学省(2018)「平成29年度通級による指導実施状況調査結果について」より筆者作成

1993（平成5）年度が12,259人、2003（平成15）年度は33,652人、2017（平成29）年度は108,946人と年々増加していることがみてとれる。また、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課による「保育所における障害児の受け入れ状況」の調査によると、2005（平成17）年には31,026人、2009（平成21）年は41,399人、2013（平成25）年には53,322と少子化の中にあつて増加の一途をたどっている<sup>4)</sup>。増加している一つの要因として2004（平成16）年公布、2005（平成17）年に施行された発達障害者支援法の制定があるのではないかと推察される。発達障害者支援法第一章総則第一条<sup>5)</sup>には、発達障害の早期診断・支援を受けることの重要性が示されており、2004（平成16年）以降、多くの研究が積み重ねられるようになった<sup>6)</sup>。さらに、発達障害者支援法第五条には「市町村は母子保健法第十二条（昭和四十年法律第四百十一号）及び第十三条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない」と定められている。そのため、乳幼児健康診査でも発達障害に目が向けられるようになった。また、発達障害者支援法が施行されることにより、「発達障害」が多くの人に知られ、その情報も得やすくなったと考える。そのため、細やかな視点が子どもに向けられるようになり、子どもを見る目や基準が厳しくなっているのではないかと考える。例えばこれまでは落ち着きのない子等と捉えられるにとどまっていたことが発達障害なのではないかと考えられるようになることで、受診につながるようになり、顕在化したことで飛躍的に増加した一因と推察される。

診断や支援を受けることでその子どもや保護者が生きやすく、暮らしやすい環境になっているのであれば望ましいことである。そのため、早期発見や支援の必要性は理解するものの、1993（平成15）年から2017（平成29）年までの14年の間に発達障害と診断されている子どもの数が約9倍にも増加していることにはいささか疑問が残る。子どもを見る目や基準が厳しくなっていないだろうか。そのような問題意識のもと本研究では多くの研究を積み重ねてこられた津守眞の障碍観・保育観を通して、改めて子どもの障碍の捉え方、保育者のあり方について検討することを目的とする。また、紙幅の都合上、本研究においては津守のみを取り上げることとする。

津守の保育論は広く知られており、現在も保育の実践を検討するために多数引用されている。波多野（2017）は保育実践における観察・記録の手法を整理し、比較するにあたり、ラーニング・ストーリーおよびドキュメンテーションにおける観察のアプローチと津守が保育実践の中で何をどのように観察しているのかを分析している。いずれも他者との対話に開かれているという開放性を備えていながらその程度が異なっている点や、客観的な観察方法に対する批判意識が共通していることが述べられている。また、前川（2017）は幼児の遊びを幼児側から捉え観察研究する中で、遊びの中での表現や言葉が発達する過程、そこに教師のどのようなかかわりが必要かを、津守の省察の方法により考察している。結果として、幼児から自然観や人生観、人間性に及ぶところまで問われることがあり、教師の言葉かけ、応答の課題を見いだしている。中島（1997）や西（2016）も津守の観察の仕方に着目し、子ども理解の方法について述べている。先行研究の多くが津守の著書である『保育の一日とその周辺』や『保育者の地平』に示されている「出会うこと」、「省察すること」、「表現と理解（見ること）」について言及されることが多く、その障碍観に言及されているものは少ない。

なお、障碍の表記について、本研究においては引用箇所および発達障害等の名詞を除き、津守に倣い「障碍」と表記することとする。一部津守の文献を引用しているものでも「障害」という語が用いられているが、これについて津守は『保育者の地平』（1997）において、「障害の害は害毒の「害」である。この子どもたちは、何も害毒を流していない。これに気がついたとき、私は害という字を使えなく

なった。「碍」は、妨げの石という意味である。目から石を取り除けば障碍ではなくなる。こういう理由で全編にわたって「障害」を「障碍」と変えたので、お断りしたい。」と述べている。

## II. 研究方法と倫理的配慮

本研究においては上記研究目的に基づき、障碍の捉え方、保育者のあり方について津守の考え方、言説に触れ、考察する。対象とする文献は下記の通りである。

日本社会福祉学会研究倫理指針に従い、引用・参考文献等を厳密に明記するなどの倫理的配慮を行った。

<文献リスト>

a. 板野昌儀・大田茂行・加藤洋・西原彰宏・津守眞（1989）「基本的体験に基づく教育課程の試み：理解を中心とする障害児教育への近接（2）」『日本総合愛育研究所紀要』24, 73-81
b. 板野昌儀・大田茂行・加藤洋・西原彰宏・津守眞（1989）「基本的体験に基づく教育課程の試み：理解を中心とする障害児教育への近接（3）」『日本総合愛育研究所紀要』25, 39-42
c. 佐藤学監修, 津守眞・岩崎禎子著（2005）『学ぶとケアで育つ』小学館
d. 津守眞（1950）「幼児教育と特殊教育」『幼児の教育』49（6）, 9-13
e. 津守眞・稲毛教子（1961）『乳幼児精神発達診断法 0～3歳まで』大日本図書
f. 津守眞・稲毛教子（1961）『保育必要度評定尺度一解説』フレーベル館
g. 津守眞・松平幸平・平井信義・小口忠彦（1964）『幼児・児童教育講座一幼児と学校』
h. 津守眞・磯部景子（1965）『乳幼児精神発達診断法一3歳～7歳まで一』大日本図書
i. 津守眞・木原溥子編（1967）『幼児の教育 原理と研究』フレーベル館
j. 津守眞（1974）「保育における共感の過程」『日本保育学会大会研究発表論文集』27, 147-148
k. 津守眞（1975）「発達における「いま」の意味一保育学における発達の問題」『日本保育学会大会研究論文集』28, 149-150
l. 津守眞（1980）『保育の体験と思索一子どもの世界の探求』大日本図書
m. 津守眞（1983）『自我のめばえ一子どもと教育を考える15』岩波書店
n. 津守眞（1985）「人間の基本的体験と障害をもつ子どもの成長」『日本総合愛育研究所紀要』20, 345-348
o. 津守眞（1987）『子どもの世界をどうみるか一行為とその意味一』日本放送出版協会
p. 津守眞（1988）「愛育養護学校の教育」『発達』36, ミネルヴァ書房, 2-14
q. 津守眞（1989）『保育の一日とその周辺』フレーベル館
r. 津守眞（1997）『保育者の地平-私的体験から普遍に向けて-』ミネルヴァ書房
s. 津守眞（1999）「自閉症の子どもに特別な保育はあるか」『幼児の教育』98（6）, 34-39
t. 津守眞・津守房江（2008）『出会いの保育学-この子と出会ったときから-』ななみ書房
u. 津守眞・浜口順子（2009）『新しく生きる一津守眞と保育を語る一』フレーベル館
v. 津守眞（2012）『私が保育学を志した頃』ななみ書房
w. 津守眞（2013）『津守眞講演集保育の現在-学びの友と語る』萌文書林

### Ⅲ. 結果と考察

本研究においては津守の障害観・保育観を考察するにあたり、上記文献リストの o. 『子どもの世界をどうみるか—行為とその意味—』, r. 『保育者の地平 - 私的体験から普遍に向けて - 』, t. 『出会いの保育学—この子と出会ったときから—』を中心に、共通してあげられる重要な視点として1. 障害の診断について, 2. 障害をもつ子どもの保育について, 3. 保育者の心もちについての3点について述べる。結果を記すにあたり、上記文献リストより引用した文献を指し示すアルファベットを文章の冒頭に付することとする。また、( ) 内の文章は筆者が補足したものである。

#### 1. 障害の診断について

津守は障害の診断について、下記の通り述べている。

- w. (診断をすることについて) 「名前をつけていい場合もあるけれども、名前をつけることによって、一人自分はそうじゃないと金網の内側からみている、そういうスタンスを取っているところでは、それ以上交わりは進めなくなってしまう」 (津守 2013 : 191) .
  
- r. 「こういう行動を、自傷行動と名づけて固定化することを避けたいと思う。いままでも、保育によってそれが和らぎ、ほとんど消えてゆくことを数多く見ている。」 (津守 1997 : 41)
  
- t. 「乳幼児期には、どの子も多少の成長の歪みをもっていますね。それに専門家と言われる人から診断名をつけられると、その歪みの部分にばかり目がいってしまう。」 (津守 2008 : 121)
  
- t. 「障害をもつ子どもについて、どこが悪い、何ができない、などと問題点を探す人が多い。それを直すと『普通』になると考える人もいますね」 (津守 2008 : 107)
  
- q. 「教育の面から考えるとき、障害はむしろ関係の障害です。子どもが充実して生きるのを妨げるような大人との関係は、新たな障害を生んでゆきます。気質的な障害はおそれるに足りません。むしろそのことの故に大人が子どもに過大な期待や要求をし、自分らしく生きることができなくなってしまうことの方が問題です。」 (津守 1988:8)

障害の診断を受けることで、これまで保護者が子どもの対応に苦勞していたことの原因や理由が明らかになり、その子どもの理解につながり、関わり等を見直すことで子どもも保護者も暮らしやすくなることもあるだろう。相浦ら (2007 : 136) の事例調査において子どもが発達障害の診断を受けた際の母親の気持ちを調査しており、子どもが「寝なかった理由がわかってすっきりした」「これでこの子にあった治療ができると思った」と述べている。一方で、「死にたいと思った」、「ショックだった」と診断を受けることがそもそも受け入れられないこともある。また、診断名がつけられることで悪いところや問題がある部分に重点的に目が向けられることは子どもにとっても保護者にとっても望ましいことではない。診断名がつけられることをきっかけに、その子ども自身に目が向けられなくなり、理解が阻まれるのであるとすれば、その子どもを理解することから遠ざかるだろう。津守は診断名やある行動をとって“自傷

行動”や“落ち着きがない”などと名付けて固定化することに注意している。“落ち着きがない”などと名付けてその見方を固定化することで子どもを理解したように錯覚し、思考が止まる危険性があるからだと考える。津守は目の前にいる子どもが主体的に取り組んでいることを見極め、かかわることで、“自傷行動”や“落ち着きがない”といわれる行動が消えてゆくことがあることを述べている。

また、乳幼児期にはその成長に多少のゆらぎがあることは周知の事実である。直線的に成長することはなく、どの子どもも進んだり戻ったりしながら成長していく。その中で問題とされている部分ばかりに目を向けられることは、子どもを理解することから遠ざかる。特に未就学児の場合、日々成長している中にゆらぎがあり、その時点の診断だけでは測りきれないこともあるのではないかと。平岩（2013：119）は「発達障害を抱えていても、日常の場での行動やコミュニケーションの障害が明らかであっても、知的に障害がなければ乳幼児健診のように非日常の場ではそうした障害をみせない場合も少なくありません。したがって、診察の場面だけで判断することは無理ですし、問診を加えて判断してもすべてを判断することは困難です」と述べている。そのため診断の結果やその障害の特性だけではなく、毎日子どもと生活をともにする親や保育者や教師だからこそ、障害の特性以外の部分にも目を向けていくことが大切である。生活の中で保育者や教師がその子どもの行動に困り、良かれと思って専門医の受診等を勧めるのであろうが、津守のいう「金網の内側」にならないよう十分な注意が必要である。そして、受診後は情報を共有し、共に考え、関わる存在となっていくことが重要であると考ええる。

さらに津守は「障害は関係の障害」と述べている。金網の内側からみることもまさに関係の障害である。問題にばかり目が向けられることで関係を築くことができなくなることも関係の障害といえる。普通になることが求められ、歪みに目が向けられ、今目の前にいる子どもに目が向かないのだとしたら、その子どもは自分らしく生きていくことはできないだろう。保育者や子どもと関わる大人は常に目の前にいる子どもの行動や表現を受け止めかかわることが重要である。

## 2. 障害をもつ子どもの保育について

津守は障害のある子どもの保育についても度々言及している。

- r. 「この子はダウン症である。しかし保育においては、「ダウン症の保育」などありはしない。同様に障害の分類別の保育などありはしない。」（津守 1997：227）
- w. 「障害児の保育と、普通児の保育が、いったいどこが同じでどこが違うのかという疑問を、私は非常にしばしば考えます。具体的には違うことがたくさんある。しかし、子どもに即して、こうして考えていくことにおいて、子どもに即しつつ、しかも大人たちの社会の中で考えていく、その中間に立ってやっっていくのが、保育者の働きである。そういう点において、子どもと取り組んでやっっていくそのことにおいて、障害児の保育も普通児の保育も共通の問題であろう。」（津守 2013:73）
- t. 「たとえ心身のある部分に障害があっても、その部分にだけ注目して治そうとすると成長が不自然になります。いつも人間としての全体を視野に入れて保育することが大切なことがわかります。」（津守 2008：109）
- o. 「障害をもった子どもも、普通の子どものも、保育において変わるところはない。いくつかの点で、私はそのように考えている。第一に、障害をもった子どもの場合も、保育においては、人間としてその子どもと

関わる。障害に注目するために充実する日々の生活がおろそかになってはならないと私は思う。自分の力ではどうすることもできなかった障害を負う点で、人間の運命の深淵に立たされているけれども、それぞれが自らの世界をもつことにおいて、どの子どもも変わらない。第二に、おとなは、子どもが生きる世界を尊重し、相手を理解することにおいて、子どもも自分も成長する関係に立つ点で、どの子どもも変わらない。障害をもつからといって、障害を除去することだけを考えて、子どもの生きる世界を無視するならば、しあわせな子ども時代を過ごすことはできず、人間としての成長も妨げられるだろう。」(津守 1987:113)

- o. 「障害児の教育は、障害を治すことを目的とするのではないと私は思う。障害をもちながら、それぞれの子どもが人間として成長することを目指すのである。人間教育であることにおいて、普通の子どもの教育と変わるところはない。障害をもった子どもも、小さいときから遊ぶことを欲している。障害に目を奪われて、人間の子どもの満足ゆく生活を与えることをおろそかにしたならば、そこから二次障害が生じる。障害は避けることのできない条件であるが、それを負いながらも、人間として能動的に、健康に生きる力を育てるのが、保育であり、教育である。」(津守 1987:210-211)
- t. 「障害児保育」というと、何か特別な保育の仕方があるかのように聞こえますが、普通の保育と同じだと私共は考えています。敏感な部分は一人一人違いますから、一人一人についてそれを発見して、それにふさわしく保育するのです。(中略)「障害児保育」という実態があるわけではありません。そこで私共は「障害をもつ子ども」と言います。どこまでも「子ども」であることは同じだということ強調したいと思えます。」(津守 2008 : 117)

津守は、障害をもつ子どもとそうでない子どもを保育する上で、具体的には違う部分があることを述べながらも、障害別の分類別の保育などありはしないと述べている。「具体的に違う」部分は障害を持つかどうかにかかわらず、どの子どもも一人ひとり異なり、子どもに即して考えることは共通している。

障害をもつ子どもの保育において障害を避けることはできないため、保育をする上で障害の特性を理解することは重要なことであると考え、その特性を踏まえた上で、障害の有無に関わらず、子どもが今求めていること、その子どもを理解しようとするのが重要であり、障害を治すために行うのではない。障害を治すために行うことを目的とすると「1. 障害の診断について」でも述べたように、自閉症や落ち着きがないなどその見方を固定化し、それ以上の理解が阻まれることや、関係の障害(二次障害)にもつながりかねない。それぞれの障害の特性を把握し、かかわることが子どもを理解することにもつながるため重要であるが、そのことだけにとらわれるのではなく、それぞれ異なる子どもの人間としての全体を視野に入れること、日々変化することを念頭に柔軟に応答していくことが前提となる。このことから障害の診断は、子どもの特性を理解するための1つの手段ではあるが、その特性が障害を起因とするものであろうとなかろうと、一人ひとりの子どもの行動に即してかかわることが重要であるといえる。

津守は日々一人ひとりの子どもに即して考え、理解に努め、遊びを中心に子どもの生活が充実するようかかわることは障害の有無にかかわらず共通していることを述べている。このことは、2017(平成29)年告示、2018(平成30)年施行となった保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂において「幼児教育で育みたい三つの資質・能力」として挙げられている「知識及び技能の基礎」、「思考力・判断力・表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」を育む上でも重要な視点ではないか。

### 3. 保育者の心もちについて

津守は子どもとかがかわる上で、うまくいかないと大人が感じる事、心が通わないことを子どもの障碍の特性とは捉えず、保育者側の課題と捉える。

- t. 「目が合わないのは、自閉症の症状だといわれることがありますが、一緒に面白く遊んでいると、じきに目を合わせるようになることを私は何度も経験しました。目を合わせることを保育や治療の目標にするのではないんですね。その子は私を見たくないから見ないのでしょうか。私を見ると嬉しくなるというように私自身がなるのにはどうしたらいいかと考えるのが保育者ではありませんか。」（津守 2008 : 114）
- o. 「保育において、目標や計画に固執するとき、これと同様の事（おとなが観念的な自己像を維持しようとする事、その事に感情を固執することは、他者を自分の世界に迎え入れる余裕を失わせる事）が生じるだろう。そのことが、子どもの生活に参与する関係を失わせる。保育者と親しい関係になれない子どもがいる場合、それは子どもの側に原因があるのではなく、保育者の側にその理由があることを何度も考え直さなければならないのだと思う。」（津守 1987:133）
- r. 「相手が変わらなければ一緒にやってみてゆかれないというのでは、相手を理解することはできない。自分の考え方を変えて、自分とは違う相手をそのままにつきあうことを必要とする。」（津守 1997 : 287）
- r. 「一人ひとり違う子どものあるがままと認めて、日々を一緒にたのしんで過ごそうと考え始めると、大人は自分の規準に固執することをやめ、自分自身を変化させることが可能になる。」（津守 1997 : 208）
- r. 「カリキュラムに遊びの名前が列挙されても、整列して並び、遊びはじめたと思うと集められる生活の中で、子どもは本気に遊ぶとは思えない。子どもの生活にゆとりがなければならぬ。小さな自発性に目をとめて、それを育てるゆとりが大人の側になかったら、子どもは本当に遊ぶようにならない。」（津守 1997 : 48）
- r. 子どもの行動の捉え方について「「問題行動 (Problem Behavior) 」とはいわずに「挑戦行動 (Challenging Behavior) 」という。子どもが大人に「挑戦」しているのであり、保育者はそれを困ったと思うのではなく、知力を駆使して「挑戦」する。人間関係や関係が変わると行動の仕方は変化して、もはや「問題」ではなくなる」（津守 1997 : 275）
- t. 「ちょっと見ると何にも分かってないという風に見えることはもちろんあるんだけど、何でも分かっているとって付き合ったほうが、間違いがない。分かっていないとって付き合うと大人はその子に対して荒っぽくなる」（津守 2008 : 84）
- q. 「保育から、未知な世界をもつ他者に対する恐れが失われると、人と人とがなれ合い、おとなが子どもを思いのままに支配する保育に墮してしまふ。」（津守 1989 : 22）
- t. 「障碍を持つ子どもに付き合っていると『惚れ込む』という言葉がぴったりです。（中略）かわいいという情だけでなく『惚れ込む』という言葉には尊敬が含まれているように思います。この子の持つて

いる感性やひとつのことに熱中する姿勢に、尊敬と愛情を持って（障碍をもつ子どもの母親は）支えながら生きてきたのです。」（津守 2008 : 201）

ここでは子どもとかかわるときの保育者のあり方、子どもの行動の捉え方について着目することとする。

津守は子どもとの関わりにおいて、子どもに原因を求めず、保育者側が自身の行動や考え方を問い直すことを常としている。大人側からみて望ましいと思われるような変化を子どもに求めることをしない。例えば自閉症の特性として目が合わないことが挙げられるが、子どもと目が合わないことは自閉症が原因ではなく、子どもにとって目を合わせたくなくなる保育者ではないという捉え方は非常に重要であると考えられる。自閉症やその子どもに要因があるのではなく、保育者自身が今一步踏み込んで考えて行動することが求められている。保育者と親しい関係が作れない子どもがいる場合にも津守は保育者の側が何度も考え直さなければならないことを指摘している。保育者と親しい関係を築くことができなければ子どもも本気で遊ばない、遊べないことにもつながり、その背景には大人の精神的な余裕のなさがあるのではないかと考える。その一因としては延長保育や休日保育、子育て支援、病児保育などの多様な役割が求められることがあるだろう。多くの役割が求められる中で対応することの難しさもあることが推察されるが、本気で遊ばない子どもを心配し、問題視するのではなく、そのような環境を構成することができていない現状や、自分自身を省みる。子どもに変化を求めるのではなく、子どもを理解するためには子どもがそのままでも過ごすことができるような保育者の関わり、捉え方が求められ、保育者も変化していくという視点も必要ではないか。

保育は子どもと保育者の相互の関わりであることから、子ども側のみに変化を求めるのではなく、保育者自身もあり方を見直すと同時に、子どもの行動の捉え方も重要である。大人にとって都合のよくない行動、例えば朝出かける前の食事において手づかみで食べることなどは問題行動とみられることが多いが、子どもは問題を起こそうと思っているのではなく、自分の興味関心に基づいて挑戦をしている。子どもの行動に「問題である」という視線を向けるのではなく、「挑戦している」という肯定的なまなざしを向け理解に努めることで、子どもとの関係やその後のかかわりは変わるだろう。挑戦していること、子どもの関心を受け止めることができれば、保育者のあり方や環境構成もおのずと変わる。それに伴い子どもの姿はまた変化するだろう。子どもにどのような視線を向けるか、その行動を捉えるかは非常に重要なことである。さらに津守は、子どもは何にもわかっていないと思ってかかわることや、未知なる他者に対する恐れが失われることに警鐘を鳴らしている。子どもたちは一人ひとり未知なる世界をもつ他者であり、その一人ひとりが保育である。子どもを捉える大人のあり様について、津守は子どもと関わっている保護者の様子から『惚れ込む』という言葉を用いている。そこには尊敬の意も含まれており、子ども一人ひとりに尊敬の念をもって丁寧にかかわることが子どもを理解することにつながると考える。

#### IV. まとめと本研究の課題

子どもやその保護者に対して問題点を探すようになり、厳しい目が向けられるようになることは決して心地のよいものではない。益子は「発達障害者支援法」の整備にみるように、今までは「もう少し様子をみましょう。」などと言われ、検診の網の目からもれていた軽度発達障害のある児に、社会の目が向けられるようになっていく」（益子 2008 : 101）と指摘している。様子をみる時間を持つゆとりがあった

ことは子どもの成長を支える上で大きな意味があったであろう。「様子を見ましょう」といわれることでどうしていいかわからず、不安になる保護者もいるだろう。そのため、様子を見ることだけが良いとはいえない。早期診断・早期支援をすることで、適切な支援を受け、行動等が改善することもある。一方で診断名が伝えられることで、受け止めることができず、悩む保護者もいるだろう。自身の娘が広汎性発達障害と診断された山口は、その著書の中で精神科医の杉山登志郎氏と対談しており、杉山氏が「お母さん方には『発達凸凹を障害にしないようにフォローアップしていきましょう』と伝えています。」に対して「私も娘が診断されたとき、そんな言葉をかけてもらえていたら、また違った心持ちになれていたかと思いますが」（山口 2013 : 43）と述べている。また、藤堂（2018 : 34）は「発達障害のあるなしにかかわらず、保護者の「障害受容」は、気づいたときの状況、検査の方法、結果の知らされ方、その後の対応などによって、様子は大きく異なります。」と述べている。これらのことから重要なことは津守がその実践で示しているように一緒に考え、継続して相談ができる環境・関係性を築くことであると考えられる。また、発達障害の早期発見について平岩（2013 : 108）は「発見するだけでは単に障害のレッテルを貼るだけであり、いかに適切な対応をするかがなければ行き場を失った難民を作るだけです」と述べている。さらに「なお、5歳という年齢で発達障害が正確に診断できるとは限りません。ADHDと高機能自閉症の症状は異なっているため、どちらの診断にするかを迷うこともありますし、症状があることはわかっている、社会生活上の困難が明らかではないために診断する、すなわちレッテルを貼ることがためらわれる場合もあります」（平岩 2013 : 112）と述べており、早期に発見することの難しさもあることが推察できる。

岡は生き心地の良い社会について、日本で最も自殺の少ない町の調査を通して次の通り述べている。

「特別支援学級の設置について、近隣地域の中で海部町のみが異を唱えているというのである。その理由について海部町の町会議員は「他の生徒たちとの間に多少の違いがあるからといって、その子を押し出して別枠の中に囲いこむ行為に賛成できないだけだ。世の中は多様な個性をもつ人たちでできている。ひとつのクラスの中に、いろんな個性があったほうがよいではないか。」とインタビューで答えている（岡 2013 : 45）。異なるものとして厳しい目を向けるのではなく、別枠に囲むのではなく、多様な個性を認める上で特別支援学級を設置しないという選択をした。その背景には、いろんな個性があってもよいではなく、あったほうがよいとの考え方は町全体にあることが示されている。津守のいう「金網の内側」と岡のいう「別枠に囲う」ということは類似している。別枠に考えるのではなく自分との間は地続きであるという意識があるかどうかは子どもと関わるうえで重要であると考えられる。

保育者や教師は子どもと出会い、交わり、省察し、また次の日子どもと出会う。その日々のかかわりの中で子どもをどう捉え、子どもの行動に対してどのような視線を向けるかは非常に重要なことである。細かに診断を分け、その特徴を捉え適切な治療方法を構築することも重要なことである。診断をうけることで適切な治療が求められ、サポートの教員や保育者が増員されることで余裕をもってかかわることができる面もあると考える。細かに診断を分け、治療方法を構築することも重要なことではあるが、日々の生活において考慮できることや取り組めること、見直すべきこともあるのではないかと。田中（2010 : 13）は「〇〇症候群等の言葉をいわゆる専門家や親たちは頻繁に使い、果ては素人さえ、その言葉を知っている。しかし子どもの側から、レッテルを貼られる側からいえば真に悲しいことであろう。子どもは（そして人間誰しも）丁寧に对应し、理解してほしいだけである。」と指摘している。言葉が独り歩きしないよう、また診断や治療にとらわれるのではなく、丁寧に对应し、理解に努める。これはケースワークの原則の一つである個別化であり、時代が変わってもあるいは障害の有無にかかわらず普遍的で重要な内容であると考えられる。

本研究の限界点については文献研究であるため、思弁的であり、重要なことはこれらの考え方を現在の保育・教育の場でどう生かしていくか、伝えていくかを検討することであると考え。また、保育士の配置基準や小学校の1クラスの教師と子どもの人数の割合を考えたときに、そのような余裕がないことも推察される。一方で津守は実践の中で出会い、交わり、省察していたことから決して不可能なことではないのではないか。このような考え方をもとに保育士と子どもの人数や教師と子どもの人数についても検討していきたい。また、津守が述べる「自己実現」や指導案についての考え方等について、現在の保育や教育においても大変示唆深い内容であることから、現状と照らし合わせて考察していきたいと考える。

## 注

- 1) 「障害」、「障碍」、「障がい」について様々な議論がある。何と呼び、書き表すのかはそのことへの対し方を示すものであり、そう呼ばれることを本人や家族がどのような感じ、考えるのかを含め、丁寧に検討していく必要があると考える。
- 2) 『発達障害者支援法』第二条第一項によると、発達障害とは自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものを指す。
- 3) 通級による指導とは、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）」によると、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態を指す。
- 4) 本文に示している障害児数は総数であり、特別児童扶養手当支給対象児童も含まれる。特別児童扶養手当支給対象児童数は平成17（2005）年は10,602人、平成21（2009）年11,113人、平成25（2013）年11,529人であり、特別児童扶養手当支給対象児童数は緩やかな変化であることがみてとれる。
- 5) 発達障害者支援法第一章総則第一条  
この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発見後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする」
- 6) CiNii（論文、図書・雑誌や博士論文などの学術情報で検索できるデータベース・サービス）において「発達障害」を検索すると、発達障害者支援法が制定された前後を比較するため、2003年までを検索したところ、最も古い論文は1960年であり、1960年から2003年までの件数は3,134件であった。2004年から2018年10月27日までは12,737件であったことから飛躍的に増加している。（最終アクセス日：2018年10月

## 文 献

- 波多野名奈 (2017) 「保育実践における観察方法に関する理論的検討—開放性と主観性という観点から」『千葉経済大学短期大学部研究紀要』13, 14—22
- 平岩幹男 (2013) 『乳幼児健診ハンドブック 発達障害のスクリーニングと 5 歳児健診を含めて 改訂第 3 版』診断と治療社.
- 厚生労働省 「保育所における障害児の受け入れ状況」  
([https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000103581.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000103581.pdf), 2018. 10. 28)
- 前川豊子 (2017) 「遊びの中の言葉の発達に関する一考察」『佛教大学教育学部学会紀要』16, 169—182
- 益子まり (2008) 「大都市における乳幼児健診の位置づけ」『母子保健情報』58, 101—104
- 文部科学省 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について (通知)」  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/1387824.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1387824.htm), 2018. 10. 28)
- 文部科学省 「5 通級による指導の実施状況」  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/003/022.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/003/022.htm), 2018. 10. 28)
- 文部科学省 「発達障害者支援法平成十六年十二月十日法律第一六七号」  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/001.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/001.htm), 2018. 10. 28)
- 文部科学省 「平成 20 年度通級による指導実施調査状況」  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1294023.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1294023.htm), 2018. 10. 28)
- 文部科学省 「平成 25 年度通級による指導実施調査状況について (別紙 2)」  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1356210.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1356210.htm), 2018. 10. 28)
- 文部科学省 「平成 29 年度通級による指導実施状況結果について」  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/\\_icsFiles/afieldfile/2018/05/14/1402845\\_03.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/_icsFiles/afieldfile/2018/05/14/1402845_03.pdf), 2018. 10. 28)
- 文部科学省 「文部科学統計要覧・文部統計要覧」  
([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/002/002b/koumoku.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/002/002b/koumoku.html), 2018. 10. 28)
- 中島紀子 (1997) 「保育者の子ども理解に関する一試論」『聖カタリナ女子短期大学紀要』30, 43—52
- 西隆太朗 (2016) 「津守眞の保育思想における省察—子どもたちとの出会いに立ち返って」『保育学研究』54 (1), 30—41
- 岡檀 (2013) 『生き心地の良い町—この自殺率の低さには理由がある』講談社.
- 佐藤学他 (2001) 「特集 津守眞を読み解く」『発達』88, 1—83 ミネルヴァ書房.
- 芹沢俊介 (2009) 『家族という絆が絶たれるとき』批評社.
- 相浦沙織・氏森英亜 (2007) 「発達障害児をもつ母親の心理的過程—障害の疑いの時期から診断名がつく時期までにおける 10 事例の検討—」『目白大学心理学研究』3, 131—145
- 田中治和 (2010) 「社会福祉学のアポリア」『東北福祉大学紀要』
- 藤堂栄子 (2018) 「発達障害の子どもの保護者の「障害受容」」『教育と医学』779, 32—39 慶応義塾大学出版会.

- 津守眞 (1987) 『子どもの世界をどうみるか—行為とその意味—』 日本放送出版協会.
- 津守眞 (1997) 『保育者の地平 - 私的体験から普遍に向けて - 』 ミネルヴァ書房.
- 津守眞 (1989) 『保育の一日とその周辺』 フレーベル館.
- 津守眞・津守房江 (2008) 『出会いの保育学 - この子と出会ったときから - 』 ななみ書房.
- 津守眞 (2013) 『津守眞講演集保育の現在 - 学びの友と語る』 萌文書林.
- 山口かこ・にしかわたく (2013) 『母親やめてもいいですか』 かもがわ出版.

# 障害者の就労に関する課題提起

—就労継続支援B型事業及び生活介護事業の利用者の工賃から—

## Problem raising concerning employment of persons with disabilities

Wage for persons with disabilities in support for continuous employment-type B  
and care for disabilities life

今野 亮太\*<sup>1</sup>

### 抄録

本研究は就労継続支援B型(以下、就B)及び生活介護における工賃と支援員である筆者の給与の格差に対する疑問が出発点である。低工賃である現実を目の当たりにし、これを就労と呼べるのかと疑問を抱いた。本研究では就B及び生活介護と一般就労の工賃及び給与を比較するとともに、低工賃である背景と障害者の生活を支える存在の整理を行った。

就B及び生活介護を利用する障害者は、収益の上がりにくい生産活動に取り組んでいる。結果は低工賃となり、十分な生活資金とは言い難い。また、工賃に障害基礎年金を積算しても貧困線は超えられず、工賃倍増計画に掲げられた工賃と年金を組み合わせての、「地域において障害者が自立した生活を実現」が難しいことが分かった。

障害による生産力の低さを低工賃でも仕方がないと認めると親は子どもの将来への不安を持つほか、本人の生活等の選択肢が狭まる。故に働く意味を改めて問い直す必要があるのではないだろうか。

### キーワード

障害者, 就労継続支援B型, 生活介護, 工賃

---

\*<sup>1</sup> NAME KONNO Ryota  
会員番号 9265  
所 属 東北福祉大学大学院

# I. 序章

## 1. 研究目的

筆者は2017年度より、就労継続支援B型事業(以下、就B)及び生活介護を併せ持つとある社会福祉法人の障害福祉サービス事業所にて、支援員として勤務している。利用者はみな、知的障害者であり、月曜日から金曜日の週5日間、9:30～15:30の時間帯に利用している。支援及び業務の中で利用者にとって働きやすく過ごしやすい時間と空間を作ろうと日々悩みながら勤務に励んでいる。

当法人の職員に対する給与支給日と利用者への工賃支給日は毎月25日である。利用者は、様々な思いを抱きながら施設長から手渡しで工賃を受け取り、非常に嬉しそうな表情を浮かべている。もちろん、筆者自身も給与を得ることで生活を成り立たせることができるため、非常に喜ばしい。

筆者にとって、初めて給与が支給された際の喜びは特別であり、今でも忘れられない思い出である。しかし、同時に、利用者へ支給された工賃の額に驚愕したことも鮮明に覚えている。理由は就Bで最も工賃を支給された利用者ですら、金額が5,000円未満だったためである。正職員として働く筆者と利用者では、労働契約の有無や作業内容、労働拘束時間の違いがある。しかしながら、毎日一生懸命に働いていることには変わりはない。なぜ、得られる工賃がこれほどまでに低い金額なのか。これを就労と呼べるのかと強く疑問を抱き続けている。

共同作業所全国連絡会(以下、きょうされん)の「障害のある人の地域生活実態調査最終報告」(2016)によると、「相対的貧困とされる122万円の『貧困線』を下回る障害のある人たちが10,223人、81.6%」(2016:4)にも及んでいるとのことだった。更に、調査の中では、年収100万円以下の障害者は61.1%と高い数値を示しており、障害者の収入水準が極めて低く、生活が困難であることが明らかになっている。

本研究では就B及び生活介護の利用者の工賃及び生活実態と一般就労との比較から障害者、特に一般就労が困難な者の就労についての課題提起を行う。

## 2. 研究の視点及び方法

本研究では、先行研究にて行われた調査をもとに、就B及び生活介護の総収入の平均と一般就労の収入の平均を比較することでどれほどの格差が生じているのかを明らかにする。就Bにおける工賃の数値は「平成27年度工賃(賃金)の実績」より、全国平均工賃の他に、47都道府県中、平均工賃が最も高かった福井県、最も低かった大阪府、さらに東京都、宮城県を一般就労の平均収入と比較している。また、生活介護における工賃は「平成29年度生活介護事業所(通所型)実態調査報告」からデータを引用し、一般就労の平均収入と比較している。

その後、格差を把握した上で、就B及び生活介護の利用者が低工賃である仕組みの整理を行っている。そして、低工賃の中で利用者の生活を成り立たせている存在について整理及び確認を行っている。

## 3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会倫理指針に従い、引用参考文献を明記するなどの倫理的配慮を行った。

## 4. 対象の整理と用語の確認

本研究の対象である就B及び生活介護の用語の整理を行う。就Bも生活介護も根拠となっている法律

は障害者総合支援法である。法律条文を用いてそれぞれの特徴を説明するとともに、就労に関する規定のない生活介護を就Bと並列に位置付け、一般就労との比較を行った理由も説明する。

就労継続支援B型は障害者総合支援法第五条十四項にあたる種別である。就労継続支援<sup>(1)</sup>はA型とB型に分かれているが、最終的には一般企業等での就労を目指しており、就労訓練を積む場となっている。就Bは障害者総合支援法施行規則第六条十項二において「通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難な者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援」をするものと規定されている。A型との違いは雇用契約が結ばれていない点にある。そのため、労働基準法における最低賃金の保障はなく、作業によって生まれた工賃が利用者に支払われている。

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準では、第八十六条に「利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の十第二号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない」と規定されている。

また、工賃の支払いについては第八十七条第一項に「就労継続支援B型の事業を行う者は、利用者に生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。」と規定されており、更に第二項では「利用者それぞれに対して支払われる一月当たりの工賃の平均額は、三千円を下回ってはならない。」と規定され、金額に対する規定も存在している。

生活介護は障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準第三十三条に「生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第二条の四に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介助、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない」と規定されている。利用者への介護を筆頭に規定しているが、生産活動の場でもあることを説明している。生産活動は作業時間、作業量等が利用者の過重な負担とならない程度でそれぞれの障害の特性を踏まえた工夫を事業者は行うことが義務付けられており、生じた利益については第四十四条にて「生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。」と規定されている。そのため、生活介護は、単に介護を受けるだけではなく、利用者の働く場ともなっていると言える。

一般企業等への就労を目指す就Bと介護を受ける場である生活介護は一見すると異なる性質の事業所と捉えられる。しかし、いずれの事業所も内容や量の差はあるものの、生産活動を通して工賃を得ている。故に就Bと生活介護を並列として一般就労との比較を行っている。

## Ⅱ. 就B及び生活介護の工賃と一般就労の給与の格差とその背景

### 1. 就B及び生活介護における工賃と一般就労における給与の比較

表1は「平成27年度工賃(賃金)の実績」及び「平成27年度賃金構造基本統計調査」のデータを筆者がまとめ、就労による工賃及び給与の比較をしたものである。

表1 就労継続支援事業B型の平均年間及び月間工賃と一般就労の年収及び月収の比較

就労継続支援B型事業 単位:円			一般就労 単位:円		
	年収	月収		年収	月収
福井県	249,552	20,796	福井県	2,696,000	224666.7
大阪府	134,280	11,190	大阪府	3,271,000	272583.3
東京都	181,032	15,086	東京都	3,830,000	319166.7
宮城県	223,716	18,643	宮城県	2,799,000	233250
平均	180,396	15,033	平均	3,040,000	253333.3

資料:厚生労働省「平成27年度工賃(賃金)の実績について」

厚生労働省「平成27年度賃金構造基本統計調査」より引用

並べて見ると就Bの工賃は一般就労の給与より、1桁少ない。更に、分かりやすくするためにこの2つの関係性を指数化すると、「一般就労の給与：就Bの工賃=100:約6」となり、非常に大きな格差が生じていることが分かる。更に、就Bの平均年収は筆者のひと月分の手取りであるためその事実にも驚愕する。

また、表1を見ると、一般就労との差もさることながら地域間で就Bの工賃の金額に差が生じていることも分かる。一般就労は、県民所得が高ければ、その地域の給与も高い。しかし、就Bの工賃においては県民所得が高いと考えられる大阪府が最下位であり、福井県が第1位となっている。なぜこのような状況となっているのか大変興味深いのが、これについては今回の研究にて言及はせず、今後の重要な検討課題としたい。

## 2. 低工賃の背景と工賃倍増計画

佐藤は低工賃である理由について、障害の特性上、「多くの作業所は、収益性や安定性が低い、いわゆるもうからない『下請・内職作業』や『自主製品の製造・販売』を中心に展開している」(佐藤2016:33)ことを挙げている。また、収益を上げることが工賃の向上につながるが、「そもそも就労継続事業の利用者像は『一般の事業所に雇用されることが困難』な者とされている。…(中略)…結果的に『誰でもやれる』ことを優先すると、事業所として『もうける』ことは難しい。『もうける』ためには、そこで『働けない』人ができてしまう。福祉サービスとして就労の場を運営することの限界がある。」(佐藤2016:33-34)と説明している。なお、生活介護では6割<sup>(2)</sup>の事業所で工賃が5,000円未満であり、きわめて低い水準となっている。

表2 工賃を支給している生活介護事業所の平均工賃月額

	～3,000円 未満	～5,000円 未満	～10,000円 未満	～20,000円 未満	20,000円 以上	不明 無回答	計
事業所数	359	166	193	79	15	68	880
%	40.8	18.9	21.9	9.0	1.7	7.7	100

出典：公益財団法人日本知的障害者福祉協会日中支援部会

「平成29年度生活介護事業所(通所型)実態調査報告」より引用

国はこの低い賃金を見過ごし続けてきたわけではない。厚生労働省は平成19年に工賃倍増5か年計

画を発表している。工賃倍増5か年計画とは「就労継続支援B型事業所及び授産施設において働く障害者の工賃水準を引き上げることを通じ、障害年金を始めとする社会保障給付費等による収入と合わせて、地域において障害者が自立した生活を実現するとともに、一般雇用及びA型事業への移行も一層促進するという観点から『成長力底上げ戦略』に基づく『福祉から就労へ』推進5か年計画』の一環として、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組として推進するもの」（厚生労働省2007(障害第07060004号))である。施設職員と利用者が一丸となること、事業所が主体的に取り組むこと、商品開発及び市場開拓及び作業効率の向上のための計画を立てること、地域の最低賃金を考慮しながら障害者年金と合算して地域で自立した生活を実現できる工賃の目標を設定すること、PDCAサイクルで計画を推進していくことといった5項目で計画は展開されていた。結果を述べると工賃は倍増には至らなかった。

表3 平成18年度と平成24年度の工賃の比較

対象事業所	平均工賃（賃金）		〈増減率〉
工賃向上計画の対象施設 ※平成18年度は就労継続支援B型事業所、入所・通所授産施設、小規模通所授産施設	(平成18年度) 12,222円	(平成24年度) 14,190円	⇒ 〈116.1%〉
就労継続支援B型事業所（平成24年度末時点）で、平成18年度から継続して工賃倍増5か年計画・工賃向上計画の対象となっている施設の平均工賃	(平成18年度) 12,515円	(平成24年度) 15,602円	⇒ 〈124.7%〉

出典：厚生労働省「平成24年度工賃(賃金)の実績について」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/service/shurou.html>

この結果について中島は「ビジネスに疎い人たちが多く集まる福祉施設において、わずか5年という短期間で実現させようとする計画は無謀というしかない。先に述べた社会・援護局の5項目も、策というにはお粗末な内容で『一丸になる』といった精神論や『商品開発、市場開拓、作業効率向上』など工賃倍増の同義反復に等しい文言が並んでいる。そして案の定、B型の工賃は、2006年度の1万2222円から2011年度の1万3586円と、倍増どころか1割程度しかあがらなかったのである。国民から税金で運営される行政機関が策定する計画は単なる絵空事ではなく、国民との約束である。にもかかわらずこの失敗に対しては誰一人として責任をとっていない。株式会社でこんなことをやれば取締役の首が飛ぶだろう。役所を含めた福祉業界全体のガバナンスの甘さが端的に表れた事例といえる。」(2018:160-161)と痛烈に批判している。今日も工賃倍増計画は続き、試行錯誤の中で取り組んでいるが改善には至っていない。利用者の工賃は低水準のままである。

### Ⅲ. 障害者の生活を支える存在の整理

## 1. 障害者基礎年金による金銭的な支え

単位:円

表4 総収入の比較(全国平均)

	一般	B型	生活介護
月額	253333.3	96,210	81,177+5,000未満
年間	3,040,000	1,158,821	978,425 + 60,000未満

※表1の工賃収入に障害基礎年金1級の額を積算したもの。

障害者の生活を金銭的に支えている  
社会保障の一つに年金があげられる。

厚生労働省は工賃倍増計画において

「障害年金を始めとする社会保障給付

費等による収入と合わせて、地域において障害者が自立した生活を実現する」(厚生労働省 2007(障発第 07060004 号))ことを目指している。そこで、工賃に障害者基礎年金を積算した額がどれほどの金額なのかを整理する。表4は総収入の比較である。就B及び生活介護の月額総収入は10万円にも届いておらず、冒頭にて述べた通り、貧困線(年収122万円)を下回っている。これでは厚生労働省のいうところの地域において自立した生活や一人暮らし、健康で文化的な生活を営むことは困難であると言える。

## 2. 障害者と生活同居者

では、上記の状況の中、就B及び生活介護を利用する障害者たちはどのようにして生活を成り立たせているのか。障害者の生活を支える存在として同居者のデータを参考にする。表5を見ると療育手帳を所持している65歳未満の人々で、「同居者有」と回答した割合は81.0%である。そのうち、「親と暮らしている」と回答した割合は92.0%だった。これに対し、「一人暮らしをしている」と

表5 障害者手帳所持者等、同居者の状況

	総数	障害者手帳の種別(複数回答)				手帳所持で、自立支援給付等を受けている者	
		障害者手帳所持者					
		身体障害者手帳	療育手帳	障害者手帳(複数回答)	障害者手帳(複数回答)		
総数	100.0% (1,891)	100.0% (1,776)	100.0% (859)	100.0% (631)	100.0% (472)	100.0% (115)	
同居者有	81.0% (1,532)	80.6% (1,431)	84.1% (722)	81.0% (511)	75.0% (354)	87.8% (191)	
(複数回答)	夫婦で暮らしている	28.1% (493)	32.8% (469)	52.1% (374)	4.3% (22)	27.1% (96)	23.8% (24)
	親と暮らしている	53.6% (1,013)	65.6% (939)	48.6% (351)	92.0% (470)	67.8% (240)	73.3% (74)
	子と暮らしている	15.4% (292)	19.0% (272)	29.9% (216)	3.1% (16)	15.5% (55)	19.8% (20)
	兄弟姉妹と暮らしている	18.6% (352)	23.1% (331)	13.3% (96)	40.3% (206)	19.5% (69)	20.8% (21)
	その他の人と暮らしている	3.9% (73)	3.9% (71)	2.6% (19)	8.6% (44)	4.8% (17)	2.6% (2)
一人で暮らしている	11.4% (216)	11.4% (203)	12.2% (105)	3.0% (19)	18.6% (88)	11.9% (13)	
不詳	7.6% (143)	8.0% (142)	3.7% (32)	16.0% (101)	6.4% (30)	0.9% (1)	

出典：厚生労働省・援護局障害保健福祉部「平成28年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)結果」  
「第16表 障害者手帳所持者等、同居者の状況(複数回答別)」より

回答した割合はわずかに3.0%と非常に低い数値を示している。NPO 法人大阪障害者センターの調査においても調査対象となった約6割の知的障害者が親族と同居しており、「同居世帯の生計中心者は『父親』で78.3%」(NPO 法人大阪障害者センター 2010:20)という調査結果もある。つまり、低工賃と障害基礎年金のみで障害者は生活を営んでいる訳ではなく、同居者に自分以外の生計維持者がいることによって生活が成り立っていると言える。この状況をきょうされんは「障害のある人たちの多くが、きわめて所得水準が低く、国民一般の貧困基準に照らしても、その水準の実態は社会の底辺に置き去りにされた人々と言わざるを得ない。…(中略)…生活状況も『親依存の生活』は依然として変わらず、障害のない『他者との平等』の生活水準や『誰とどこで暮らすのかは自分で決める。』という条約<sup>(3)</sup>の水準にはとても及べない現状にある。」(2016:9)と結論付けている。

一般企業等への就労が困難な障害者においては、自身の障害基礎年金と事業所から得られる低い金額の工賃が主な収入であり、合計した金額では一人暮らしで生計することは困難である。一般企業等への就労が困難な障害者は生活をするにあたって、親という精神的にも金銭的にも大きな後ろ盾が必要不可欠となっている。

## IV. 考察

内閣府が行った「国民生活に関する世論調査」(2017)にて、働く目的という項目がある。そこでは約半数の人々が「お金を得るために働く」と回答している。また、ある生活介護事業所の利用者たちが、自分たちが通所する作業所に対する要望書づくりにおけるアンケートにて「もっと給料を増やして欲しい」という願いは筆頭にある。故にお金を得ることは就労において重要な事柄といえる。しかし、ⅡとⅢを通して分かったように、現状、就B及び生活介護を利用する障害者はその障害により、収益の上がりにくい生産活動に取り組んでいる。結果はもちろん低工賃となり、十分な生活資金とは言い難い。また、工賃に障害基礎年金を積算しても貧困線は超えられず、金銭的な面で、一人で、健康で文化的な生活を営むことは難しくなる。結果として同居者(主に親)と生活をしている障害者の数は多い。運送業の社長を務めていた小倉は共同作業所について「多くの障害者の人たちにとって作業所の仕事はおカネを稼ぐためにやっているものではありませんでした。…(中略)…『デイケア』が目的となっていたケースが多かったのです。ただし、そういう生活は親御さんが元気で面倒を見てくれるから可能なのです。障害者が独りになったときいったいどうするのだろう。そう聞きますと、親御さんたちは口をそろえて、『この子を残しては死ねません。たった一日でもいいから私は子どもより長生きがしたい』とおっしゃる」(2003:25)と述べている。わが子の将来の生活を想う親の切実なる願いであろう。私が死んだら誰が息子・娘を守ってくれるのかと…。親の子どもに対する心配は、金銭的な部分以外にも多々あると想像できる。しかし、将来の生活を考えるうえでお金はどうしても外せない心配事である。

冒頭で述べた通り、支援員である筆者と利用者との間には労働契約の有無や作業内容、労働拘束時間の違いがある。現状、このような要因が給与及び工賃の格差に影響を与えていることは分かっている。しかし、この低水準の工賃、貧困線を下回る収入を仕方のないことと認めては、上記の親御さんの心配は少しも軽くはならず、障害を持った本人も貧困線以下では、一人暮らしなどの選択肢を持つことができない。

現状、障害者は限られた職業選択の幅から仕事を選ばざるを得ない。障害に伴う能力の差異による低工賃の仕組みを仕方のないこととしては、障害者は永遠に現状から抜け出せない。筆者はこの現状を就労と言って良いものかと疑問を抱く。就B及び生活介護の低工賃をきっかけに根本的に働く意味を改めて問い直す必要があるのではないだろうか。

## 註

### (1) 障害者総合支援法第五条十四項

この法律において、「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

### (2) 生活介護事業において「工賃を支給している事業所の平均工賃月額は、3,000円未満の事業所が最も多く、359か所(40.8%)、次いで5,000円以上10,000円未満は193か所(21.9%)、3位に3,000円以上5,000円未満が166か所(18.9%)と続き、20,000円以上支給している事業所も15か所(1.7%)あった。」(公益財団法人日本知的障害者福祉協会日中活動支援部会2018:198)

### (3) 障害者権利条約

#### 第十九条 自立した生活及び地域生活への包容

この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権

利を有することを認めるものとし、障害者がこの権利を完全に享受し、ならびに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。

- (a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、移住地を選択し、及びどこで誰と生活するのかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。
- (b) 地域社会における生活及び地域社会への包容を支援し、ならびに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービス（個別の支援を含む）を障害者が利用する機会を有すること。
- (c) 一般住民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者と平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していること。

## 文献

- ・いもの子 30 周年記念出版編集委員会(2017)「川越ここが私の街 障害の重い仲間の働く、暮らすから見えてきたもの」やどかり出版
- ・小倉昌男(2003)「福祉を変える経営 障害者の月給一万円からの脱出」日経 BP 出版センター
- ・公益財団法人日本知的障害者福祉協会日中支援部会(2018)「平成 29 年度生活介護事業所(通所型)実態調査報告」
- ・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部(2018)「平成 28 年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)結果」([https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/seikatsu\\_chousa\\_c\\_h28.pdf](https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/seikatsu_chousa_c_h28.pdf) 2019. 2. 11)
- ・厚生労働省(2007)「「工賃倍増 5 か年計画」を推進するための基本的な指針」(障発第 07060004 号) [https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00tb4739&dataType=1&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb4739&dataType=1&pageNo=1) (2018. 10. 20)
- ・厚生労働省(2018)「平成 29 年賃金構造基本統計調査 結果の概況」
- ・中島隆信(2018)『新版 障害者の経済学』東洋経済新報社
- ・NPO 法人大阪障害者センター(2010)「知的障害者の暮らし実態調査報告—家計を中心に—」(<https://www.npo-osc.com/old/news/news2010/houkoku100401.pdf>, 2018. 6. 1) (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2017/>, 2018, 6, 1)
- ・佐藤真澄(2016)「福祉的就労における利用者工賃の現状と課題—山口県における就労系サービス事業所の実態調査より—」厚生指標 vol. 63 p. p28-34.
- ・障害者権利条約 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000018093.pdf> (2018. 10. 20)

# 子どもの最善の利益を構成する要素としての 自己肯定感の形成に関する研究

Studies on the Formation of a feeling of self-esteem  
as an element constituting the best interests of child

塚田 実央\*<sup>1</sup>

## 抄 録

本稿では、子どもの最善の利益を構成する要素として、特に子どもと大人の協働の力が、子どもの自己肯定感を構築し、必要に応じてこれを支援することによって、安定した自己形成につながることを明らかにすることを目的として、文献研究を実施した。その結果、子どもは「一人の主体として」身近な大人と安定した相互関係を構築し欲求を充足させることにより、社会や家庭環境においてどのような行動をとることが望ましいのかを内面化し、自己を形成することが確認された。そして子どもは、その自己を他者に承認され、子ども自らもその自己を承認することで、自己の価値観や意思に対する支持作用である自己肯定感が構築され、安定した自己を形成することができ、それが「the best interests of child」につながるものであることが確認された。このことから、子どもに対する支援のあり方として、自己肯定感形成への援助が重要であることが示唆された。

## キーワード

子どもの最善の利益 (the best interests of child), 安定した相互関係,  
子どもの自己肯定感, 協働の力, 承認の欲求の充足

---

\*<sup>1</sup> NAME TSUKADA Mio  
会員番号 9466  
所 属 東北福祉大学大学院

## 1. 背景

子どもの福祉関係の問題に関しては、以前は少年非行などをはじめ、社会福祉分野では関心が高かった。近年は、児童虐待の問題や子育て支援対策などが社会福祉関係の話題の中心となっている。このことについては、例えば報道関係についても同様の傾向にあり、2018年一年の日本経済新聞でみると、介護保険関係が188件であるのに対して、児童福祉関係が289件となっている。最近の傾向として、保護者による懲戒権の制限が話題となっている。こうした点が話題となっているのも、子どもが保護者の管理下に置かれ、相当程度保護者の意のままに扱われる状況にあることを物語っており、報道において話題となる中で、子どもの人権について考えなければならない面があると言える。また子育て支援対策に関しては、働く女性に対する支援の側面が強く、子どもを支援する人の姿が見えてこない側面がみられる。しかし本来は、児童の最善の利益を保障することが基本とされなければならないはずである。こうした近年の状況から、あらためて児童の最善の利益を保障するために何が必要か、検討することが重要な課題となっていると思われる。

## 2. 研究目的

本稿では、子どもの最善の利益を構成する要素としての、子どもと大人との相互関係に基づく協働の力が、子どもの自己肯定感を構築し、必要に応じて社会がこれを支援することが、安定した自己形成を図るうえで重要であることを明らかにすることを目的とする。

乳幼児期は未熟であるため、子どもは大人の援助が必要であり、その援助により子どもは自らの置かれた周りの環境に影響を受けながら大人との情緒的な関係を通じて人間形成していくと考えられる。例えば水島は、「人間は白紙で生まれ、文化や社会関係によって形成されていく」(水島 1985: 42)<sup>i</sup>、「人間は環境の影響を受けながら自分の行動、心を変容させ、人間形成していく」(水島 1985: 42)<sup>ii</sup>と述べていることから確認できる。また同様の考えについては、久徳や勝田の文献にも見られる。さらに水島は「人間の社会化過程における最大の問題は、生後数年間における親、その他の人との情緒的な接触である」(水島 1987: 116)<sup>iii</sup>と述べている。この心理学の知見からも確認できるように、子どもの安定した自己の形成のためには、子どもを取り巻く環境の中でも、子どもは諸能力が未発達であるだけに身近にいる大人との間に安定した相互関係を形成することが、重要であると言えるであろう。子どもは大人との関係を通じて様々な経験の中で環境の影響を受けながら、自己を形成していくのである。

また児童福祉分野においては、「子どもの最善の利益 (以下「the best interests of child」という.)」という言葉が、今日当然のように用いられている。そもそも「interests」の語源はラテン語の「interesum」で、「重大な、関心ごと、大切だ」や「～と～の間にある」という意味である。したがって「the best interests of child」とは、子どもの最善の利益という意味だけでなく、子どもにとって重大な事柄、あるいは子どもと大人の間にある重大な事柄、という意味も含むと考えられる。横堀は、子どもの最善の利益という言葉から「子どもの側から、子どもに関することに深く思いをはせ、子どもに最大の関心を寄せること。そのために求められる、子どもの力・可能性を信じる想像力、子どもとの協働の力」(横堀 2013: 1)<sup>4</sup>というフレーズが思い浮かぶと述べている。「利益」の語彙とし

て利潤や収益などの意味として理解される印象が強いが、「the best interests of child」を考える際には、子どもが単に何かを獲得するという意味以上に、子どもにとって大切な事柄、あるいは子どもと大人の間にある大切な事柄という点に比重を置く必要があると考えられる。そこにある大切な事柄とは、水島の心理学の知見も合わせて考えてみると、子どもと大人が協働する力であり、その力が「the best interests of child」を保障する上で重要であると考えられる。

そして、この「the best interests of child」のために、子どもは「自己の存在感および自己肯定感」を形成することが前提とされ、子どもが明確な意思に基づき成功・葛藤体験を通して、他者、特に養育者に「肯定されている、受け入れられている」という実感を日常的に抱くことを通じて自らの存在に確信を持つことにより、子どもの自己の存在感および自己肯定感（以下、自己肯定感という）が育まれるものであると思われる。また言わば承認の欲求が満たされているという実感を確信するためには、身近な大人との間に「安定した相互関係」を形成することが重要であり、程度の差は認められるとしてもこれ等の諸条件が満たされることにより「the best interests of child」につながると考えられる。

そこで本稿においては、「the best interests of child」を成り立たせるものとしての自己肯定感について「他者に自己の存在を承認されることにより、自ら自己を承認し、向上する意思を有することで形成される自己の価値観や意思に対する支持作用」と操作的に定義し、「the best interests of child」を構成する要素としての、その概要について明らかにするものとする。

### 3. 研究の視点および方法

子どもの発達過程を踏まえ、次の三点の研究課題を設定した。(1)子どもは身近な大人との安定した相互関係が必要である。(2)子どもの人間形成のために、自己肯定感の形成が必要である。(3)自己肯定感の形成及び自己の形成が、「the best interests of child」につながる。

この研究課題を明らかにするための研究方法として、文献・資料調査を行った。この文献調査では研究課題ごとに、(1)身近な大人との安定した相互関係については、保育・幼児教育・発達心理学・臨床心理学に関する文献によるものとした。研究対象を乳幼児期と設定しており、その乳幼児期の子どもと大人との関係性を研究するために、保育・幼児教育の分野から、また子どもの成長・発達、安定した自己形成について研究するために発達心理学、臨床心理学について、特に人間性心理学を中心として文献を抽出した。(2)自己肯定感については、発達心理学・臨床心理学および哲学関係の文献によるものとした。乳幼児期の自己肯定感を研究するために、その二つの言葉をキーワードに発達心理学・臨床心理学について、特に人間性心理学を中心とした分野から文献を抽出した。さらに心理学の知見を根拠あるものにするために、哲学の分野からも「本人」を表すような言葉をキーワードとし、文献を抽出した。それらを踏まえて(3)「the best interests of child」については、子どもの存在や人権の捉え方等を研究するために哲学・社会思想分野から文献を抽出した。

文献収集は、国立情報学研究所検索システム、東北福祉大学図書館 opac により、「子ど

もの最善の利益」「自己肯定感」「自己存在感」「乳幼児期」「the best interests of child」「安定した相互関係」を組み合わせて検索する。文献入手は、国立情報学研究所検索システム、東北福祉大学図書館により直接入手できる文献・資料の選定を行なった。

#### 4. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理規定、日本社会福祉学会研究倫理規定にもとづく研究ガイドライン及び東北福祉大学の研究倫理指針に基づいて研究を行った。

#### 5. 研究結果

各研究課題別の検討結果は、以下のとおりとなった。

##### (1) 身近な大人との安定した相互関係について

身近な大人との安定した相互関係について、環境と授乳、大人との相互関係を中心に検討した。大人との相互関係については、子どもの成長発達に大きく影響するという研究成果に関し、水島恵一の人間性心理学やエリクソンの自我同一性の研究がよく知られているので、これを中心に検討作業を行った。その結果、①はじめに乳幼児期があり、②環境との関係を経て、③大人との相互関係に至るという段階を踏むことから、3点に集約することができた。以下、検討結果の概要を述べる。

##### 1) 授乳

子どもは白紙状態で生まれてくると言われている。しかしその段階でも、大人と子どもは、授乳等によって相互関係が形成されている。すなわち子どもは未発達な状態であっても、一人の主体として環境に働きかけ、また環境からの働きかけも受けている。例えば乳幼児期の子どもは、泣くことで強い意思表示を示し、それに対し大人は子どもが泣いている理由を推測し、オムツを替えたり、食事を与えてみたりなど、様々な対応を通じて子どもが泣いている理由を取り除こうとすることからも伺い知ることができる。その時期の子どもが泣くのは、大人が泣くという行為とは異なり、子ども本人の欲求を示している。大人という環境との相互作用関係により、子どもは自らの置かれた環境に適応する新たな能力を発達させ、子ども自らを現実化させていくと言える。

エリクソンは、「新生児が母親の身体との共生関係から分離するや、口でものを取り入れるような先天的なある程度統合された赤ん坊の能力は、赤ん坊を養い、喜んで迎え入れるある程度統合的な母親の能力や意図と出会う。この時点では赤ん坊は口を通して生き、口によって愛する、また母親は乳房を通して生き、乳房によって愛する。」(Erik, H, Erikson =1973: 62)<sup>5</sup>と述べ、生まれたばかりの子どもでも大人と相互に働きかけを行っていることを説明している。またエリクソン(1973)<sup>1)</sup>が述べているように、例えば「授乳」のような会話を伴わない行為でも相互作用が働いており、授乳が終わっても別の形で相互性を維持することが子どもの発達において重要であることは確かである。ただエリクソンは、相互作用が家族と子どもの何を成長させるのか、なぜ相互性を維持することが必要なのかということに関しては述べていないが、相互性を維持することにより「愛」の欲求を充足させ、社会の諸状況に対して適用できるように適切な自己形成に向かうと述べている。

##### 2) 環境

子どもは授乳期で見たように、言わば白紙状態で生まれてくる。やがて一人の人間として、環境と相互作用の働く経験を蓄積することで、その環境に適応する力を学び、身につけることを通じて自己の形成ができるようになる。しかしそのためには、身近な大人と安定した相互関係を構築することが重要となってくる。

水島は「人間は白紙で生まれ、文化や社会関係によって形成されていく」（水島 1985：42）<sup>6</sup>、また「人間は独自の生物として社会・文化との相互作用を営んでいる」（水島 1985：40）<sup>7</sup>と述べている。人間は自らの置かれた環境との相互作用の働く経験を通して内面化を図り、その文化や社会に見合う自分という存在を作り上げていくという意味であると理解できる。また勝田は「子どもの可能性は白紙ではなくて、それ自身が環境にはたらきかける活動と環境からの作用と統一によって現実化する。」（勝田 1964：44）<sup>8</sup>、「環境と主体との相互のはたらきかけを通じて、人間はその可能性にふさわしい経験を積み重ね、そうして次第に変化をとげていく。」（勝田 1964：93）<sup>9</sup>と述べている。子どもは一人の人間として環境と主体的に関わる経験を積み重ねることで、自らを変化させ、自己を形成することができる力と可能性を持っているという意味であると考えられる。

しかし勝田の主張では、人間がその可能性にふさわしい経験を蓄積することで、どのような変化を遂げるのかが明確に記されていない。ここに言う変化とは子どもが置かれた環境に見合う能力を形成し、安定した人間形成ができるように成長することを指すのではないかと考えられる。この点に関して北川は「人間は、日々の生活を各自の置かれている生活環境や社会環境との間に何らかの相互作用的なかかわりを持って営む側面を持ち、その過程で遭遇する多様な経験を蓄積することにより、それらの環境と円滑に『適応』できる技能を修得することになるためである」（北川 1994：210）<sup>10</sup>と社会福祉の立場から述べている。このことは、子どもは自分と環境との相互作用が働く経験を通して、自らの置かれている場所の文化や価値観等に適応する能力を身につけることができるという趣旨であると思われる。

### 3) 大人との相互関係

子どもは、大人との相互作用の働く経験を通じて様々な欲求を充足させることを通じて、その充足した状態が安定した自己形成に繋がるものと考えられる。逆に相互関係が負の作用を引き起こした際には、様々な問題を抱えることになる。それだけに子どもと大人の相互関係は、子どもに望ましい行動を内面化させる効果をもたらすので、子どもの利益につながるような相互関係を形成することが、不可欠であると言える。

水島は「乳幼児期の養育者との安定した満足な相互関係の経験によってこそ、人は安定した自己を発達させることができる。」（水島 1985：59）<sup>11</sup>と述べている。また水島は、「欲求不満や葛藤、不安の際には、危機反応が起こり、その結果往々にして、環境条件に合わないような、非社会的、反社会的行動や性格形成に至ることが知られている。」（水島 1985：44）<sup>12</sup>とし、欲求不満状態が人間に負の影響を与え、それが自己の形成に歪みをもたらすことを述べ、欲求の充足状況によって負の影響もありうることを指摘している。またエリクソンは、「この『相互的調整』mutual regulation<sup>2)</sup>に失敗すると、その状況は相互性よりもむしろ一方的な強制による支配への様々な試みへと化してしまう。赤ん坊は本来の吸うこと（授乳）によって得られなかったものをでたらめな活動によって得ようとする。」（Erik, H, Erikson =1973：65）<sup>13</sup>と述べ、大人との相互関係が適切に形成されると子ども

は望ましい行動を内面化していくと考えられる。子どもと大人が相互関係を形成し、子どもの充足した状態が維持されることで、生活環境や社会環境においてどのような行動を取ることが望ましいのかを内面化させることができる。このことが安定した適切な自己の形成につながるものと考えられる。さらには、子どもと環境としての家族がこうした相互作用としてのさまざまな経験を通じて、自己形成という成長を遂げるものと考えられる。

以上の検討から、子どもと大人の安定した相互関係の形成を通して、子どもの充足した状態を維持することによって、生活環境や社会環境の下での適切な行動のあり方を内面化させ、それが子どもの安定した自己形成につながっていくものであると言えよう。

## (2) 自己肯定感について

自己肯定感については一定の研究がなされている心理学分野の知見として、高垣忠一郎らの自己肯定感の定義を参考にし、他、ルソーがエミールの中で述べている人間のそれぞれの段階における固有の成熟という説を用いた。こうした自己肯定感について検討した結果、要素としては多々考えられるところではあるものの、少なくとも他者との関わりによって ①自己の存在が他者から承認されているという感覚を持てること ②社会や環境との関わりを持つことができるようになり、自己の意思等に自信を持てるようになること ③他者と区別された自分を認識し、自己意識を高めながら価値観を内面化し、これを支持するようになること という3項目が、中軸をなしていると思われた。以下検討結果の概要を述べる。

### 1) 他者からの承認と自己肯定感について

乳幼児期に、身近な大人との安定した相互関係を通じて、自己肯定感を育むことが自己形成の基礎になると考えられる。

自己肯定感については少なからず心理学関係の文献で取り上げられている。高垣は「『自分が自分であって大丈夫』という自己肯定感とは～自分が生きていること、そのこと自体の価値（ありがたさや喜び）に気づいたときに生じるものである。」（高垣 2004：68）<sup>14</sup>と述べているほか、梅山、撫尾は「自己肯定感とは、自分についての価値評価とそれに伴う感情を意味している言葉」（梅山・撫尾 2012：2）<sup>15</sup>と述べている。これらの文献では自己肯定感を、自分を認める気持ち、あるいは自己評価と記されている。しかし、子どもが生活環境や社会環境から自己を承認されることで、その自己をさらに成長させようとする動機は、当然のことながら発生する。このため先に示すとおり自己肯定感とは、他者に自己の存在を承認されることにより、自らも自己を承認し、向上させようとする意思を有することで形成される、自己の価値観や意思に対する支持作用であると操作的に定義したところである。子どもはその自己肯定感を形成することで、ルソーが述べた「人生のそれぞれの時期、それぞれの状態にはそれ相応の完成というものがあり、それに固有の成熟というものがある。」（Jean, Jacques, Rousseau = 1962：271）<sup>16</sup>という固有の成熟を図ることができると考えられる。

そして子どもが自己肯定感を形成するためには、大人と相互関係を構築し、他者からその存在を承認され、そして子ども自らも、他者に認められている自己の存在を承認する経験が重要であり、これを通じて自己の存在感の形成に通じると考えられる。

なお自己肯定感に関しては、青年期に形成されるものとする立場の学問分野もあること

は事実である。しかしルソーの言うように、人間は人生のそれぞれの時期において、固有の成熟というものがあるのであり、自己肯定感も人間のそれぞれの時期において固有の成熟を構成する要素と思われる。

## 2) 自己肯定感と社会や環境との関わり

子どもと大人が相互作用関係を構築し自己肯定感を形成していくことで、子どもは望ましい自己を現実化する。自己とは、他者からの一方的な評価により形成されるものではない。自己という主体と周りの環境が互いに働きかけることで、他者と区別した存在として自己を認識し、そして他者だけでなく自らも自己の持つ価値を認めることで強化され、認識されていくものなのである。

水島は、「自分の存在を肯定されているという感覚、自分の感じていることが相手に伝わり、それを受けいられるという感覚、自分の欲求を表現することを認められるという確信によって、人は人生に対する基本的信頼を育て上げ、自己の存在感及び自己肯定感の基礎を形成する。」(水島 1985 : 59) <sup>17</sup>と述べている。子どもは他者に子ども自らの存在を認めてもらうことで、環境や社会と関わりながら日々の生活を成し遂げられるという自信をもつことができ、自らの存在を子ども本人も認めることができると言える。また自己の意思や価値観、欲求の表現を他者に認めてもらうことで、自己肯定感が形成されると考えられる。

## 3) 他者と区別された自分

水島は「自我が確立し、自己同一性が獲得されれば、通常は『私はある』と常識的に感じているような個人的自己のまとまりが確立する。その個人的自己を単位に人々は生活し、他者と交わり、そして自分の人間性を問う。」(水島 1985 : 60) <sup>18</sup>と述べ、環境と交わることで、自己の価値観や人間性が現実化していくことによって、自己が形成されていくと述べている。さらに水島は「乳児に自己が生まれてくるのは、まず親と密接な関係を持ち、その不可分で大事な親が、いつも自分のそばにいるわけではないこと、そして自分の思いどおりにならないことなどの経験を通じてである。こうした親や物が自分と区別されてくる。つまり人間は、まず他者によって自己を知るのである。」(水島 1986 : 74) <sup>19</sup>。「愛によって外界と交わることをおぼえた子どもが、外界の試練にさらされる中でこそ、自己は明確になっていくのだというべきであろう。」(水島 1986 : 75) <sup>20</sup>と述べている。つまり子どもは相互関係にある大人と関わる経験を重ねることで、他者と区別された自己という存在を認識し、自己を形成していくのであると説明しており、実際にこのことは基本的な事項として理解すべきであると思われる。ただ水島の記述では、相互関係を築くことは親以外でも可能であることは、記述されていない。しかしフィヒテは「然も知識学に於いては、其が人間精神の體系を叙述するものである所から、此の體系は絶對的に確實且つ不可誤である。」(桑木 1985 : 44) <sup>21</sup>「自我が非我によつて規定せられ」(桑木 1985 : 45) <sup>22</sup>ると述べ、様々な経験等において、自己において必要なものと必要ではないものを取捨選択することを通じて、自我に通じるものと、それ以外の非我とに区分しつつ、他者との関係によって自己意識を強めていくと指摘している。この過程を経て自己存在感を構築しながら、その年代にふさわしい自己肯定感を形成するものと思われるのである。

身近な大人との相互作用が働く経験と社会的な承認により、子どもの「満足」な状態が確固たるものとなり、子どもの「自己」が確立される。そしてその「自己」が他者と関わり評

働されることで、子どもは「自分」という人間を問い、自己の価値観を確認し内面化することにより、自己自身を支持するようになる。このように自己肯定感が形成され、それが「安定した自己形成」の基礎になるものと考えられる。

### (3) 「the best interests of child」について

子どもは、一人の主体として身近な大人と安定した相互関係を構築し、自己の肯定感を育むことにより安定した自己を形成し、それを支援することによって「the best interests of child」につながると考えられることは、これまでの検討によって見てきたとおりである。ここでは特に、社会福祉分野において研究されたものとして、山縣文治の「シリーズ福祉を知る③子ども家庭福祉論 [第2版]」を用いて、「the best interests of child」を保障するための支援のあり方について確認した。これらの検討から、自己肯定感の形成を通じて「the best interests of child」に至るために、様々な要因はあると思われるものの、少なくとも①環境調整 ②経験の積み重ねによって「the best interests of child」に通じるものであると思われた。以下検討結果の概要を述べる。

#### 1) 環境調整

子どもは大人に比べて未熟であるために、しばし受け身の存在とされることもあるので、子どもを取り巻く環境を整える必要がある。例えば山縣は「子どもは、保護者、地域社会あるいは社会制度に育てられるという受身的な存在ということである。(中略)子どもの場合は、子どもの育ちや主体性の獲得を支援していくと同時に、それを阻害させない環境を整備するという視点が重要となる。」(山縣 2018 : 84) <sup>23</sup>と述べている。子どもは大人に比べて諸能力が不十分なため、大人や環境から一方的に受け入れる存在にもなりやすい。しかし、子どもが一人の主体として過ごすためには、大人が子ども主体となる活動を実現できるように、子どもを取り巻く環境を整え支援し、作り上げることも必要であると言える。さらに、横堀は「子どもの権利条約第3条の子どもの「最善の利益」は、英語で『best interests』です。『interest』は、単に利益と訳すと、経済的・物的利得を思わせ、誤解を生じかねません。この言葉には『関心、興味』という意味もあるのです。こんなフレーズが浮かびました。子どもの側から、子どもに関することに深く思いをはせ、子どもに最大の関心を寄せること。そのために子どもに求められる、子どもの力・可能性を信じる想像力、子どもとの協働の力。」(横堀 2013 : 1) <sup>24</sup>と述べている。「the best interests of child」を保障するためには、子どもを一人の主体として尊重することにより、子ども自身を取り巻く様々な環境条件を整えることが必要である。そのためには、大人が言葉になっていない部分も含めて子どもの思いに耳を傾け、子どもと共に協力する姿勢が必要となってくると言える。

児童福祉問題の一つである「いじめ」も大人が子どもを取り巻く環境を調整できなかつたために、引き起こされる問題であると考えられる。子集団において、トラブルというのは当然起こることだが、それが起こる前に、もしくは起こってしまったら、大人がその集団や一人一人に対して対処をすることも必要な働きである。飯田聡彦の「保育所保育指針解説書」においても、「遊びや生活の中で、子ども同士の気持ちのぶつかり合いや適切な援助を行うことが、子どもの道徳性・規範意識の芽生えを育てている。」(飯田 2018 : 71) <sup>25</sup>とし、子ども同士のトラブルに対して大人の援助が必要であるとしている。

#### 2) 経験の積み重ね

子どもを取り巻く様々な環境条件においては、大人が環境を整備していく中で、子どもが人間として成長発達していくために、経験を通じて子どもから興味・関心を引き起こし、自らに意味のあると思われる情報等を内面化していく過程が尊重される必要がある。

成唯識論では「経験が集まって私ができる。私という人間がいてそれが経験を集めるのではなくて、軸になる私自身が経験でできてくるのです。」(太田 1999 : 413)<sup>26</sup>と述べている。ここでは人間には確かに素質とか能力などがあるとは言えるものの、それらは経験によって素質や能力が発揮できるようになっていくということも含めて言われているのであり、自分という人間は経験により、ものの捉え方や考え方を形成されていくものであることを、古くから言い表されていると見ることができる。さらに「子どもの発見」という言葉とともによく取り上げられるのが、ルソーの「エミール」である。その時代の子どもは「小さな大人」としばしば称されていたが、ルソーはエミールの中で人はそれぞれの時期、状態にあう固有の成熟があると唱えた。その「エミール」においてルソーは、「人間の教育は誕生とともに始まる。(中略)経験は授業に先立つ。」(Jean, Jacques, Rousseau =1962 : 71)<sup>27</sup>と述べており、生まれてから現在に至るまで全ての経験により人間は文化やその環境の様式を学んでいると言える。ただ成唯識論でもエミールでも、どのような経験が人間形成のために望ましいのかは書かれていないものの、少なくともその経験には子どもが一人の主体として身近な大人と相互関係を形成し、大人の援助を受けながら自然的、社会的で多様な環境に適応する能力を身につけることを含むものであることは疑いないと思われる。大人が子どもの力量を見定め、試行錯誤しながら子どもと共に取り組み、支援するということが求められる。

以上の検討から、「the best interests of child」に関しては、乳幼児期に身近な大人と安定した相互関係を形成し、子ども本人の思いを「認められている、受け入れられている」経験を重ねることで、安定した自己が形成されることが重要であることが示されていると考えられる。またそのような「認められている、受け入れられている」という経験が、マズローの述べる承認の欲求を充足させ、これによって、自分はここにいる、自分は他者に認知されているという自己存在感を得て、これによって自己の肯定感という、自分の価値観や意思を支持するように自己を形成し、自信を有すると考えられる。子どもが「一人の主体」として尊重され、大人と相互作用の働く経験の蓄積が重要である。その経験が、安定した自己を獲得するようになるとともに、自己肯定感を形成させ、これによって「the best interests of child」を保障することに通じるものと考えられる。

## 6. 考察

ここでこれまでの検討結果に関して、考察を加える。

### (1) 身近な大人との安定した相互関係と協働について

心理学の知見においては、子どもは身近な大人と安定した相互関係を形成することで、「満足」な状態が維持され、生活環境や社会環境において望ましいとされる行動を内面化することが確認できた。また子どもは身近な大人と相互作用の働く経験を蓄積することで、子どもが様々な欲求が満たされた状態を揺るぎないものにし、子ども自らが置かれた環境に適応する能力を身につけることができることも確認されたが、その変化や成長が具体的にどのようなものかは確認できなかった。

しかし少なくとも子どもは、身近な大人と相互関係を形成し、欲求が充足された状態を確固たるものになることで、安定した自己を形成すると考えられる。

例えば、保育所保育指針の保育の目標として「子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培う」（飯田 2018：362）<sup>28</sup>とし、その力を培うために保育所では例えば、人に対する愛情と信頼感を育てること、健康、安全に必要な基本的な習慣や態度を養うべきとしている。最も良く生き、望ましい未来を作り出すということは、生活環境や社会環境に適応する能力を養うことであると言えるであろう。保育所保育指針では、子どもが自ら環境にかかわる力を養うことについても明記されており、子どもと大人の相互作用が働くことは、保育の目標を達成するための重要な事柄であると言える。

これらの検討結果として、子どもと大人の相互関係を構築することで、安定した自己形成がなされるためには、子どもの欲求が満たされた状態を揺るぎないものにする必要があると言えるであろう。そして安定した自己形成に向かうための「子どもと大人の安定した相互関係」には、子どもと大人の協働の力が作用していかなければならないと考えられる。

山縣は協働に関して、「本人の意向や望ましいと考えている生活を確認し、協働しながら目標設定や行動計画をイメージすることなどが重要である。解決の主体はあくまでも本人であり、援助者は自己決定しやすいような環境設定をしたり、行動を支えたりする存在にすぎない。」（山縣 2018：82）<sup>29</sup>と述べている。子どもは能力が未発達なため様々な経験をすることで、大人の援助が必要となるが、その関係においてもあくまで「主体」は子どもであり、援助者である大人が子どもとともに取り組もうとする姿勢が必要であると考えられる。そのためには、大人は子どもに受容的で応答的に関わり、子どもの意思を実現できるように必要な援助や配慮をすべきであろう。またこの「子どもを一人の主体として尊重する」という考え方は、人間は、年齢や能力等の違いに関わらず、かけがえのない存在として尊重されるべきであるという点では、ソーシャルワークの価値に通じる点でもある。

「主体」となる子どもを大人が援助することで、子どもと大人の相互作用関係が形成され、子どもの「安定した自己形成」が構築されると考えられる。そしてその関係において、子どもと大人との「協働の力」が働くことになると考えられる。逆に、身近な大人との間に信頼関係を構築できなければ、それは子どもと大人との間に協働の力が生まれず、負の相互作用を与え、結果として「the best interests of child」につながらない状態を起こしてしまうと考えられる。例えば、児童福祉問題として取り上げられている児童虐待や少年非行に関しては、身近な大人と子ども本人が負の相互作用関係を形成した結果、それが子どもの自己形成に影響を与えてしまったものと思われる。子どもと身近な大人の相互作用関係が安定したものとなるためにも、ソーシャルワークによる支援を用いることが必要だと考えられる。

## （2）承認の欲求の充足と自己肯定感の基礎の形成

子どもは一人の主体として環境と相互作用の働く経験を通じて、子ども本人の価値観や人間性が現実化し、自己が生まれると言われている。そして環境からその自己が承認されることで、子ども自らが自己を評価し、自己肯定感が構築できることが確認できた。これに関してはさらに、エリクソンと水島の知見によって検討を以下のように深めることができる。

エリクソンは、「身体の支配と文化的な意味が一致し、機能（身体を動かすこと）のよこびと社会的な承認とが一致する体験を通して、より一層的な自己評価を高める数多くの子どもの発達段階の一つである。」(Erik, H, Erikson =1973 : 10) <sup>30</sup>と述べ、自分が得た能力に対するよこびと自分の置かれている環境条件が合致したことを、自覚し、他者からも認められることで、自己に対する評価を高め、さらなる発達に向かうことができると考えられる。また水島は、自己とは「親・他人・社会との相互的なかかわり合いの中で自覚され、評価される相互的な存在である。」(水島 1986 : 305) <sup>31</sup>と述べている。つまり人間は、社会的に承認されることにより「自己（の存在）」を確立するものであると考えられる。その自己という人間の価値観に基づいて人間は意思決定をし、活動していると言える。

しかし水島の説には、本人の「意思」があって自己が形成されるとは述べられていない。自己とは、本人の物事に対する見方だけでなく、自己の意思により物事を判断し、行動することも含むと考えられる。なぜならば、自我と非我の区別は、確かに認識の違いが認められるところではあるものの、自己は他者に承認されてこそ認識できるものである。そのためには他者から存在が承認されるような言動が必要となるわけで、その言動のためには自己の意思作用があってこそ可能となるものである。その意思によって発言し行動できるようになるためにも、自己肯定感が大きくかかわるものと思われる。

自分の意思や価値観が他者に承認されることで、子どもは自己肯定感が形成され、自分の向上心を育み、マズローの述べる自己実現につながると考えられる。もし、子どもと大人が望ましい信頼関係を構築することができなければ、子どもと大人との間には歪んだ緊張関係を構築させ、虐待や非行という結果を起してしまう可能性があると考えられる。先に述べた「いじめ」に関しても、子ども集団において発生したトラブルの一つであり、大人が子どもを取り巻く環境を十分に調整することができなかったために、起こってしまったと理解できよう。

### (3) 自己肯定感と「the best interests of child」

「the best interests of child」の保障のためには、子どもを一人の主体として尊重し、子ども自らも環境もその子どもを認めることで自己肯定感を形成することが重要であると考えられる。

マズローは「しかし我々は、個人はある程度、自分の障害や価値の対象を自分でつくり出すのであり、その障害や価値の対象などは、部分的にはあるが状況内の特定の有機体によって評価された条件により定められることに注意しなければならない。」(Abraham H. Maslow =1987 : 45-46) <sup>32</sup>と述べ、「価値観の形成」には、その個人を取り巻く環境からの影響が大きいことを指摘していると考えられる。乳幼児期は子ども本人が生きる社会や自らを取り巻く大人に承認され、さらに子ども本人も自己を承認する経験を蓄積することで、その環境や社会に「適応」する技能を身につけていくと考えられる。つまり、子どもの頃に形成される「価値観」や「思考方法」とは、大いに生活環境や社会環境からの影響を受けて形成されるものであると考えられる。このことから大人をはじめとする関係者自身の価値尺度で物事を判断するのではなく、その子どもが一人の意思を持つ存在であることを認め、その子の価値観や意思を受け止め、実現できるように、必要に応じて援助をする必要があるのである。そして子どもは、大人から自己の存在や意思・能力を承認され、自己評価を

高めることによって、子ども本人も自らを承認することができ自己肯定感が育まれ、安定した自己形成につながると思われる。先述したように、「the best interests of child」の保障には、乳幼児期に身近な大人との相互関係の形成により、子ども本人が承認されたという経験を蓄積することで自己肯定感を構築する必要があると考えられる。

#### (4) 自己肯定感形成への支援のあり方

子どもは生活環境や社会環境において望ましい行動について内面化させ、安定した自己を形成していく。安定した自己形成のためには、子どもが一人の主体として尊重される必要がある。例えば千葉は『子どもの最善の利益』を守り実現するための実践基盤となる価値として、まず『人間尊重』があげられる。(千葉 2010: 234)<sup>33</sup>と述べ、ブトゥリムは「人間尊重」について、「これ(人間尊重)は、人間のもって生まれた価値によるもので、その人が実際に何ができるかとか、どのような行動をするかということとは関係がない」(Zofia.T.Butrym =2004: 59)<sup>34</sup>と述べている。また高橋は『児童の権利条約』に基づけば、子どもへの投資は、親のため、家族のため社会のためではなく、まさに子ども本人のウェルビーイングを促進するために行われるべきである。(高橋 1994: 114)<sup>35</sup>、「ウェルビーイングは人権思想を踏まえ、個人の尊重、自己実現を意味する」(高橋 1994: 117)<sup>36</sup>と述べ、マズローの述べる自己実現する人間、あるいはレヴィの述べる健康な人格、つまり生活環境や社会環境から望ましいとされる自己を形成させるためにも、子どもの人権を保障する必要があると考えられる。

ここまで自己肯定感の形成に向けて子どもを「意思を持つ一人の主体」として尊重した援助が必要であると述べてきた。これは福祉分野において求められている援助の一つである。援助関係についてロジャーズは「人間同士の相互作用を理解し、それに対処しているわれわれ、つまり、援助関係をつくろうと努力しているわれわれの肩にかかっているのである。」(Zofia.T.Butrym =2004: 38)<sup>37</sup>と述べクライエント中心アプローチを提唱し、援助関係には相互作用が働いていること、クライエントの自己決定を重視することを唱えた。そしてブトゥリムはこのアプローチを「愛による援助モデル」として紹介したが、子どもの自己肯定感を形成するための大人と子どもの援助関係においても、相互作用関係を構築し、子どもの自己決定を促すことが求められることから、そのモデルが重要であると考えられる。

## 7. 結論

本研究においては文献・資料調査によって、(1)身近な大人との安定した相互関係については保育・幼児教育・発達心理学・臨床心理学から、子どもが身近な大人と相互関係を形成することで、欲求が充足される状態が揺るぎないものとなり、安定した自己形成につながることを確認することができた。また(2)自己肯定感について本稿において、他者に自分の存在を承認されることにより、自ら自己を承認することで形成される、自己の価値観や意思に対する支持作用であると操作的に定義することにより、向上心をはぐくみ、自己実現に通じるものであることを確認した。さらに(3)「the best interests of child」については哲学・社会思想も参考にしながら検討を行った。その結果、「the best interests of child」のためには、子どもが「安定した満足な相互関係」を身近な大人と構築し、「自己

肯定感」を形成することで、適切な人間形成ができ、それが「the best interests of child」につながるものであると確認することができた。

## 8. まとめ

最近の子どもに関する問題としては、特に虐待が取り上げられており、子どもが保護者の管理下に置かれ、相当程度保護者の意のままに扱われる状況にあることについては指摘した。このことは、未だに子どもが一人の人間として尊重されているとは言えない現状を物語っており、必ずしも「the best interests of child」につながってはいないと考えられる。子どもの存在が、社会の一員として認められ尊重されるためには、どのような取り組みが社会に求められ、大人がどう向き合う必要があるのかについて、今後より一層具体的な内容が明らかにされる必要がある。

また近年は子育て支援対策に注目が集まっているものの、働く女性に対する支援の側面が強く、その支援の中には子どもの姿が見えてこないという一面がみられる。わが国では経済成長を重視するがゆえに、労働力としての女性像が重視されていることは確かで、相対的に子どもの存在がやや軽んじられている感も否めない。しかし本来は、働く女性をはじめとした保護者や養育者を尊重することと併せて、その保護下にある子どもに関しても「the best interests of child」を保障することが基本とされなければならないと言えよう。この点に関しては、かつてイギリス議会における工場法に関する審議経過を教訓とすべきであろう。この審議において子育て支援が必要と言われたが、そもそも子育て支援が困難な状況に置かれている家庭があり、その家庭の子どもをどのように救うのかという審議もなされ、社会の仕組みで子を育成できる支援策を考える必要があるとされ、児童福祉として子どもそのものを国家が育成する必要があるとされた。こうした福祉政策の検討の歴史があったことを踏まえ、あらためて「the best interests of child」を保障するためには何をどうすることが必要なのか、それは誰がどのように行う必要があるのか等検討することが必要となっていると思われる。

そのため子どもに対しては様々な支援と並行して、自己肯定感形成への援助が必要であると言えよう。そのための方法は様々な考えることができるところであるものの、特に重視される必要があると思われるのは、クライアント中心のモデルによるソーシャルワークアプローチである。子どもを一人の主体として捉え、子どもと大人が相互に作用しながら、子どもの成長発達を援助するためには、ブトゥリムが紹介した「愛による援助モデル」によるソーシャルワークアプローチを行うことによって、子どもの自己肯定感を育み、安定した自己形成に向かうことが必要である。このことが子どもの「the best interests of child」の保障につながると考えられる。

## 注

- 1) Erik, H, Erikson (1959) Psychological Issues Identity and The Life Cycle. (= 1973, 小此木啓吾・小川捷之・岩男寿美子訳『「自我同一性」アイデンティティとライフサイクル』誠信書房。)
- 2) 「相互的調整」というのは、乳児期の「赤ん坊」と言われる時期に、母親が与える手段を発達させ調整するにつれて、赤ん坊側も自分の手に入れる手段を調整させることを学ぶことであ

る.

#### 文 献 (引用)

- 1) 水島恵一 (1985) 『人間性心理学大系 第1巻 人間性の探求』大日本図書株式会社, 42.
- 2) 水島恵一 (1985) 前掲書, 42.
- 3) 水島恵一 (1987) 『人間性心理学大系 第8巻 非行・社会病理学』大日本図書株式会社, 116.
- 4) 横堀昌子 (2013) 「ひとこと」『世界の児童と母性』第75号, 公益財団法人資生堂社会福祉事業財団, 1.
- 5) Erik, H, Erikson (1959) Psychological Issues Identity and The Life Cycle. (= 1973, 小此木啓吾・小川捷之・岩男寿美子訳 『「自我同一性」アイデンティティとライフサイクル』誠信書房, 62. )
- 6) 水島恵一 (1985) 前掲書, 42.
- 7) 水島恵一 (1985) 前掲書, 40.
- 8) 勝田守一 (1964) 『能力と発達と学習』株式会社国土社, 44.
- 9) 勝田守一 前掲書, 93.
- 10) 北川清一 (1994) 「生活型児童福祉施設におけるソーシャルワーク」山縣文治編 (2010) 『リーディングス 日本の社会福祉 第8巻 子ども家庭福祉』株式会社日本図書センター, 210.
- 11) 水島恵一 (1985) 前掲書, 59.
- 12) 水島恵一 (1985) 前掲書, 44.
- 13) Erik, H, Erikson 前掲書, 65.
- 14) 高垣忠一郎 (2004) 『生きることと自己肯定感』株式会社 新日本出版社, 68.
- 15) 梅山ひさの・撫尾知信 (2012) 「協同学習が児童の社会的スキル及び自己肯定感の向上に及ぼす効果: 協同学習におけるペアグループの構成に着目して」『佐賀大学教育学部研究論文集』17巻, 1-22, 2.
- 16) Jean, Jacques, Rousseau (1762) Emile (=1962 今野一雄訳 『エミール』岩波書店, 271.)
- 17) 水島恵一 (1985) 前掲書, 59.
- 18) 水島恵一 (1985) 前掲書, 60.
- 19) 水島恵一 (1986) 『人間性心理学大系 第5巻 自己と存在感』大日本図書株式会社, 74.
- 20) 水島恵一 (1986) 前掲書, 75.
- 21) 桑木巖翼 (1985) 『フィヒテ知識学 [復刻版]』株式会社岩波書店, 44.
- 22) 桑木巖翼 前掲書, 45.
- 23) 山縣文治 (2018) 『シリーズ福祉を知る③子ども家庭福祉論 [第2版]』株式会社ミネルヴァ書房, 84.
- 24) 横堀昌子 前掲書, 1.
- 25) 飯田聡彦 (2018) 『保育所保育指針解説書』株式会社フレーベル館, 71.
- 26) 太田久紀著 (1999) 『成唯識論要講』中山書房仏書林, 413.

- 27) Jean, Jacques, Rousseau 前掲書, 71.
- 28) 飯田聡彦 前掲書, 362.
- 29) 山縣文治 前掲書, 82.
- 30) Erik, H, Erikson 前掲書, 10.
- 31) 水島恵一 (1986) 前掲書, 305.
- 32) Abraham H. Masloe (1970) MOTIVATION AND PERSONALITY. (=1987. 小口忠彦訳『改定新版 人間性の心理学』産業能率大学出版部, 45-46.)
- 33) 千葉茂明 (2010)『新エッセンシャル 児童家庭福祉論 第3版』株式会社みらい, 234.
- 34) Zofia. T. Butrym (1976) The Nature of Social Work. (=2004. 川田誉音訳『ソーシャルワークとは何か その本質と機能』川島書店, 59.)
- 35) 高橋重宏 (1994)「児童福祉施策の転換と新しい理念-子どもと親(家庭)のウェルビーイングを促進するための地域家庭サービスの構築」山縣文治編 (2010)『リーディングス 日本の社会福祉 第8巻 子ども家庭福祉』株式会社日本図書センター, 114.
- 36) 高橋重宏 前掲書, 117.
- 37) Zofia. T. Butrym 前掲書, 38.

#### 文 献 (参考)

- Abraham H. Masloe (1970) MOTIVATION AND PERSONALITY (=1987, 小口忠彦訳『改定 新版 人間性の心理学』産業能率大学出版部.)
- 荒木昭次郎 (2000)『参加と協働-新しい市民=行政関係の創造-』株式会社ぎょうせい.
- 千葉茂明 (2010)『新エッセンシャル 児童家庭福祉論 第3版』株式会社みらい.
- Erik, H, Erikson (1959) Psychological Issues Identity and The Life Cycle. (= 1973, 小此木啓吾・小川捷之・岩男寿美子訳『「自我同一性」アイデンティティとライフサイクル』誠信書房.)
- 花村春樹 (1986)『社会福祉事業方法論Ⅱ』社会福祉法人全国社会福祉協議会社会福祉研修センター.
- 飯田聡彦 (2008)『保育所保育指針解説書』株式会社フレーベル館.
- 井上健治 (1979)『子どもの発達と環境』財団法人東京大学出版会.
- Jean, Jacques, Rousseau (1762) Emile. (=1973 今野一雄訳『エミール』岩波書店.)
- 勝田守一 (1964)『能力と発達と学習』株式会社国土社.
- 久徳重和 (2012)『人間形成障害』祥伝社.
- 水島恵一 (1985)『人間性心理学大系 第1巻 人間性の探求』大日本図書株式会社.
- 水島恵一 (1986)『人間性心理学大系 第5巻 自己と存在感』大日本図書株式会社.
- 水島恵一 (1987)『人間性心理学大系 第8巻 非行・社会病理学』大日本図書株式会社.
- 森隆夫 (1973)『生涯教育』日本経済新聞社.
- 沼山博 (2013)『新訂 子どもとかかわる人のための心理学』株式会社萌文書林.
- 太田久紀著 (1999)『成唯識論要講』中山書房仏書林.
- 田中秀央 (1952)『LEXION LATINO-JAPONICUM 羅和辞典』株式会社研究社.
- 横堀昌子編 (2013)『世界の児童と母性』第75号, 公益財団法人資生堂社会福祉事業財団.
- 山縣文治編 (2010)『リーディングス 日本の社会福祉 第8巻 子ども家庭福祉』株式会社日本図書

センター.

山縣文治 (2018) 『シリーズ福祉を知る③子ども家庭福祉論 [第2版]』株式会社ミネルヴァ書房.

Zofia. T. Butrym(1976)The Nature of Social Work. (=2004, 川田誉音訳 『ソーシャルワークとは何かその本

質と機能』川島書店. )



## 日本社会福祉学会東北部会第 18 回研究大会(宮城大会)報告



## ◆日本社会福祉学会東北部会第18回研究大会（宮城大会）報告◆

平成30年7月28日（土）東北福祉大学ステーションキャンパス501教室を会場に、日本社会福祉学会東北部会第18回研究大会が約50名の参加者により開催されました。

当日は、「震災がきて、救われた」こんな言葉を、二度と聞かなくてよい地域に」をテーマに、NPO法人TEDIC 代表理事 石巻圏域子ども・若者総合相談センターの門馬 優氏から基調講演をいただきました。その概要（要約）は、以下のとおりです。

宮城県石巻市を中心に、活動を展開しているNPO法人TEDICは、活動の内容としては、経済的困窮や虐待、障害等、複合的な要因が絡み合い、社会生活を営む上での「困難」を生み出している人、あるいは過去の支援へのトラウマや支援そのものへの拒絶等があるために支援に時間がかかる人、また支援を求めること自体に「困難」がある人等、様々な境遇に置かれている人に対して支援をしている概要が述べられました。

その支援体制の構築には「多機関連携・ワンストップ」、「長期・関与継続型」、「アウトリーチ」が必要不可欠である。「ワンストップ相談・包括的総合支援体制」を構築し、利用者をチームで対応するようなシステムを作ることを心がけているということです。その際、「利用者本人」の世界で考え関わることを意識し、支援のベースとなる信頼関係の構築をして行くことが、支援において重要であることが述べられました。

また「地域」づくりのために、主体を「地域」とし、その地域づくりのための「支援」が有効に展開されるような仕組みが形成されるように工夫をし、例えば、地域の中で「何か」が「できる人」能力を持っている人に対して、「何か」を「できる」場を提供するように条件を整えて支援することや、あるいは「学校」を子どものへ支援の場の一つとして活用する等、地域の中で「支援」を展開していることが述べられました。

TEDICでは、様々な困難を抱える人たちの声に答え、支え続けるための「支援」と、その支援がなくても当たり前で暮らすことができるようにするための「地域」づくりを支援するために、多くの関係機関とともに活動を展開している概要が述べられました。

その後、東北ブロックの担当理事である都築光一氏より、日本社会福祉学会の研究倫理指針の改正概要や研究発表の際の各種留意事項について説明がありました。これにつづいて、自由研究発表（5分科会で15の自由研究発表）がなされました。自由研究発表の概要は、以下のとおりです。

### 自由研究発表

#### 第一分科会

- 1、救護施設における支援のあり方の視座 玉葉 荘 熊谷和史
- 2、生活保護制度改革と最低生活保障機能  
－所得保障と自立支援の関連に着目して－ 青森県立保健大学 氏名 村田 隆史
- 3、知的障害者の成年後見制度の問題点  
－理念との乖離に焦点をあてて－ 青森県立保健大学 西村 愛
- 4、法定後見制度における権利擁護概念に関する研究 弘前学院大学 小川 幸裕
- 5、組織的非営利民間活動の嚆矢たる、組織的博愛事業としての慈善学校運動  
－組織的非営利事業のあるべき姿－ 弘前学院大学 柘植 秀道

## 第二分科会

### 1、障害者の就労に関する課題提起

－就労継続支援 B 型事業及び生活介護事業の利用者の工賃から－

東北福祉大学大学院 研究生 今野亮太

### 2、入所型施設から地域移行した知的障害者に対する地域生活支援に関する調査研究 ～現役世代の職員から見た入所型施設・グループホームの今後のあり方～

東北福祉大学大学院研究生 障害児デイケアセンター こどもの広場 小野隆一

(

### 3、自閉症者 A さんへの日中活動の継続的支援

－構造化を用いた行動改善－

岩手県立大学大学院 佐々木 千枝

### 4、行動障害のある自閉症スペクトラム障害者に対する相談支援を通じた他害行為の軽減

指定相談支援事業所サポートにじ 小川博敬

### 5、津守眞の障碍観・保育観に関する一考察

東北福祉大学 日野さくら

## 第三分科会

### 1、社会資源を有効活用し低予算で実現している中学校の除雪ボランティアの 具体的工夫策と共通要素等に関する事例検討

－東北地方 A 県 B 町、C 市および D 県 E 市の 3 つの事例を通して－

弘前学院大学 高橋 和幸

### 2、援助関係における方言の活用の意味について

－「共生」を基調とした社会福祉実践者を通して－

社会福祉法人 白石陽光園 笠松 剛士

### 3、社会福祉・ソーシャルワークからの災害論構築に向けた一考察

－人間の「生の過程」に着目して－

東北福祉大学感性福祉研究所 渡邊圭

### 4、東日本大震災における仮設住宅での子ども支援活動評価

－活動関係者からのインタビュー調査より－

東北福祉大学 阿部 利江 東北福祉大学 三浦 剛

### 5、子どもの最善の利益 (best interests of the child) について

－子どもの自己肯定感及び自己の存在感の形成の重要性－

東北福祉大学大学院 塚田 実央

## 編集後記

『東北の社会福祉研究』も、お陰様で第15号の刊行に至りました。発刊を心待ちにされていた方々におかれましては、本号のお届け時期が当初の予定より遅れてしまいましたことを心よりお詫び申し上げます。また、査読者の先生方におかれましては、お忙しい中お引き受け下さりありがとうございました。若手研究者育成の視座も含め、何度も大変ご丁寧な査読をして頂いたお陰で、より今後の発展が期待される内容に磨き上げられたのではないかと、心より感謝致しております。

次号においても、多くの方々からご寄稿頂けますことを心待ちに致しております。

(編集事務局 T)

### 【編集委員会】

田中治和 東北福祉大学（宮城県） 豊田正利 東北文化学園大学（宮城県）  
佐々木達雄 東日本国際大学（福島県） 石附 敬 東北福祉大学（宮城県）

### 【編集事務局】

田中治和 高野亜紀子 小川和也（東北福祉大学）

編 集：日本社会福祉学会 東北部会 編集委員会  
発行責任者：都築光一（東北部会担当理事）  
発 行：日本社会福祉学会 東北部会  
〒981-8522 宮城県仙台市青葉区国見1丁目8番1号  
東北福祉大学 総合福祉学部内  
TEL 022-301-1128  
印 刷：第二啓生園印刷部  
〒983-0836 宮城県仙台市宮城野区幸町四丁目6番  
TEL 022-291-1782 FAX 022-291-1584